【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年３月15日
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社 （平成31年４月１日より、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社（予定））
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　松下　隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目５番１号
【事務連絡者氏名】	土田　雅央
【電話番号】	03-5405-0740
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）
（以下、「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社（2019年４月１日より、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社となります（予定）。以下、新会社名を記載します。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日（注１）の翌営業日の基準価額（注２）とします（なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。）。

(注１)ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはサンパウロの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします（取得申込受付不可日は、取引対象通貨の変更に伴い変更される場合があります。）。

(注２)基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	電話番号※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

(注)委託会社に対する照会先の情報は、2019年４月１日現在（予定）のものです（以下同じ。）。
※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.78%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。
※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。
※分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

※申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(６)【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

(７)【申込期間】

2019年４月１日から2019年10月４日までです。
（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(８)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、前記「(４)発行（売出）価格」に記載の照会先までお問い合わせください。

(９)【払込期日】

①申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

②申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

①振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

②日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(１)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは米国の不動産投資信託（リート）への投資に加え、「高金利通貨戦略」と「リート・カバードコール戦略」および「通貨カバードコール戦略」を組み合わせることで、インカムゲインとオプションプレミアムの確保、ならびに中長期的な信託財産の成長を目指します。

※当ファンドにおいて、「高金利通貨戦略」とは為替取引を活用して高金利通貨（取引対象通貨）の買いと米ドルの売りを行うことをいいます。また、「リート・カバードコール戦略」とはファンドが実質的に保有する米国のリートに対し、米国リート指数またはＥＴＦのコールオプションを売却することをいいます。「通貨カバードコール戦略」とはファンドが実質的に保有する取引対象通貨建て資産に対し、円に対する取引対象通貨のコールオプションを売却することをいいます。以下、同じです。

②ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国　　内	株　　式
		債　　券
	海　　外	不動産投信
追加型	内　　外	その他資産 （　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （不動産投信）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（不動産投信））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ファンドの特色

●当ファンドは、市場環境によっては基準価額が大きく変動または著しく下落する可能性があります。
当ファンドは主に米国の不動産投資信託(リート)への投資に加えて、為替取引およびオプション取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。市場環境が良好な局面では、期待する収益機会を追求できますが、一方で、市場環境が悪化する局面では、基準価額が大きく変動または著しく下落する可能性があるため注意が必要です。

特色1 米国の不動産投資信託(リート)を実質的な投資対象とし、ファンダメンタルズおよびバリュエーション等を勘案し魅力的な銘柄に投資することで、中長期的な信託財産の成長を目指します。

■ケイマン籍円建て外国投資信託証券「USリート・ファンド　カルテットクラスA(US REIT Fund Quartet Class A)*」と国内籍の親投資信託「マネー・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

■外国投資信託証券におけるリートの運用は、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーが行います。

■リートの運用にあたっては、米国のリートのほかに米国の不動産関連企業の発行する株式等に投資する場合があります。

■「USリート・ファンド　カルテットクラスA」への投資比率は、原則として高位を保ちます。

■「マネー・マネジメント・マザーファンド」は、国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用を行います。

＊将来、投資対象のクラスが変更になる場合があります。

特色2 「高金利通貨戦略」では、相対的に金利水準の高い通貨の為替取引を実質的に行います。

■高金利通貨戦略では、米ドル売り／取引対象通貨買いの為替取引を実質的に行います。これにより主に通貨間の金利差要因による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益）／コスト(金利差相当分の費用)*」、円と取引対象通貨の為替変動要因による「為替差益／差損」が生じます。

＊詳しくは、後掲「為替取引によるプレミアム／コストについて」をご参照ください。

■取引対象通貨は、当初ブラジルレアルとします(取引対象通貨は将来変更になる場合があります。)。

特色3 「リート・カバードコール戦略」および「通貨カバードコール戦略」を行うことで、オプションプレミアム*1の確保を目指します。

■リート・カバードコール戦略は、米国リート指数またはETF（対象指数は原則としてダウ・ジョーンズ米国不動産指数とします。)のコールオプション*2の売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。

■通貨カバードコール戦略は、円に対する取引対象通貨のコールオプション*2の売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。

■各カバードコール戦略は、原則としてファンドの純資産総額の50％程度とします。また、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。

※各カバードコール戦略の比率は、運用環境等により50%から大きくかい離する場合があります。また、今後この比率を見直すこともあります。

＊1　「オプションプレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。
＊2　「コールオプション」とは、対象資産(リートなど)を特定の価格(権利行使価格)で特定の日(満期日)に買うことができる権利をいいます。

特色4

毎月の決算日に、原則として収益の分配を目指します。

- 決算日は、毎月４日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配のイメージ

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「収益分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

（イメージ図）

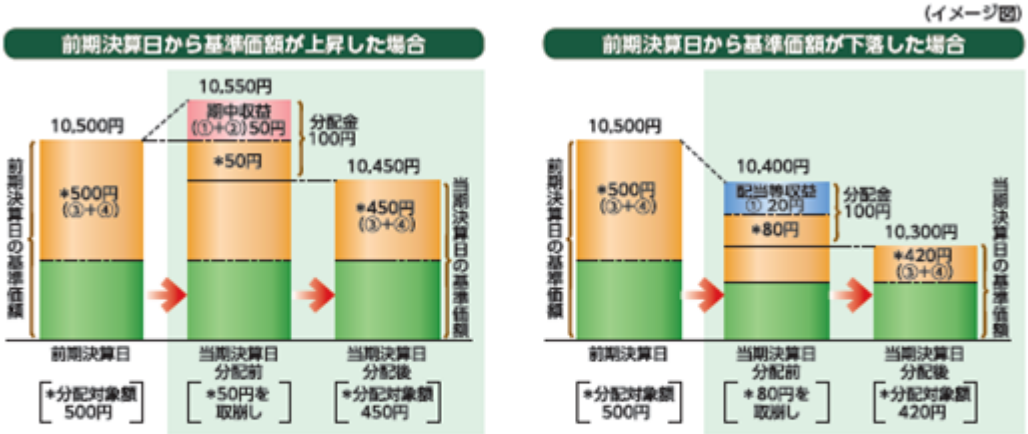

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（イメージ図）

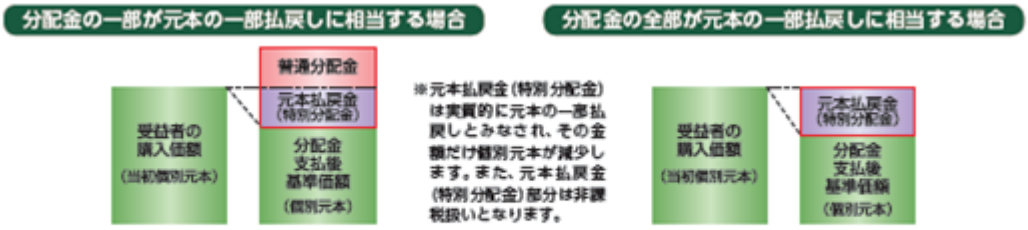

普　通　分　配　金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

当ファンドの４つの収益源

当ファンドは、米国のリートへの投資に加え、「高金利通貨戦略」と「リート・カバードコール戦略」および「通貨カバードコール戦略」を組み合わせることで、インカムゲインとオプションプレミアムの確保、ならびに中長期的な信託財産の成長を目指します。

米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）

（イメージ図）

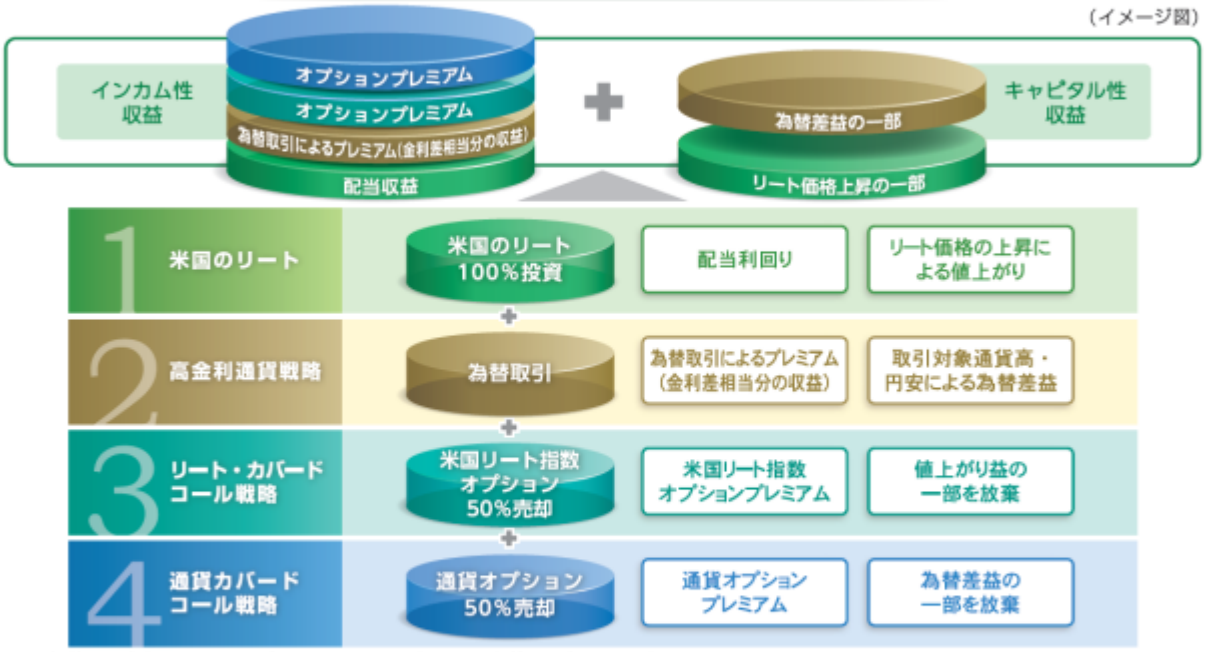

※高金利通貨戦略では、米ドル売り／取引対象通貨買いの為替取引を行います。
※リート・カバードコール戦略では、米国リート指数またはETF（対象指数は原則としてダウ・ジョーンズ米国不動産指数とします。）のコールオプションの売りを行います。
※通貨カバードコール戦略では、円に対する取引対象通貨のコールオプションの売りを行います。
※各カバードコール戦略の比率は、運用環境等により50％から大きくかい離する場合があります。また、今後この比率を見直すこともあります。
※配当利回り、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）およびオプションプレミアムは市場環境等により大きく変動する場合があります。将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
※各カバードコール戦略によってオプションプレミアムの確保が期待される一方で、リート価格が下落した場合や対円で取引対象通貨が下落（円高）した場合には、下落幅に応じた損失を被ることとなります。
※当ファンドは外国投資信託証券を通じて米国のリートに投資を行いますが、リート・カバードコール戦略では、実質的に主に米国リート指数またはETFにかかるコールオプションの売却を行います。このため、ファンドの組入リートと当該米国リート指数またはETFが異なる値動きをした場合は、値上がり益の享受が想定通りにならない場合があります。
（注）上記は、当ファンドの収益の要因を示したイメージであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ダウ・ジョーンズ米国不動産指数の推移

（出所）各種データをもとに三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社作成
※ダウ・ジョーンズ米国不動産指数は当ファンドのベンチマークではありません。
※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

為替取引によるプレミアム／コストについて

一般的に、米ドルを売って米ドルより高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、２通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、米ドルを売って米ドルより低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

◉為替取引を活用した収益機会のイメージ

（イメージ図）

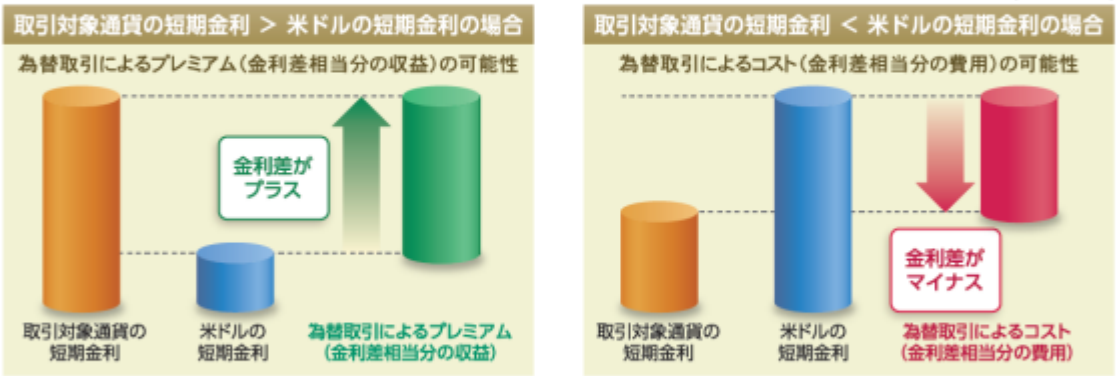

主要投資対象の外国投資信託証券では、スワップ取引を通じて為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

※NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

ブラジルレアル（対円）の推移

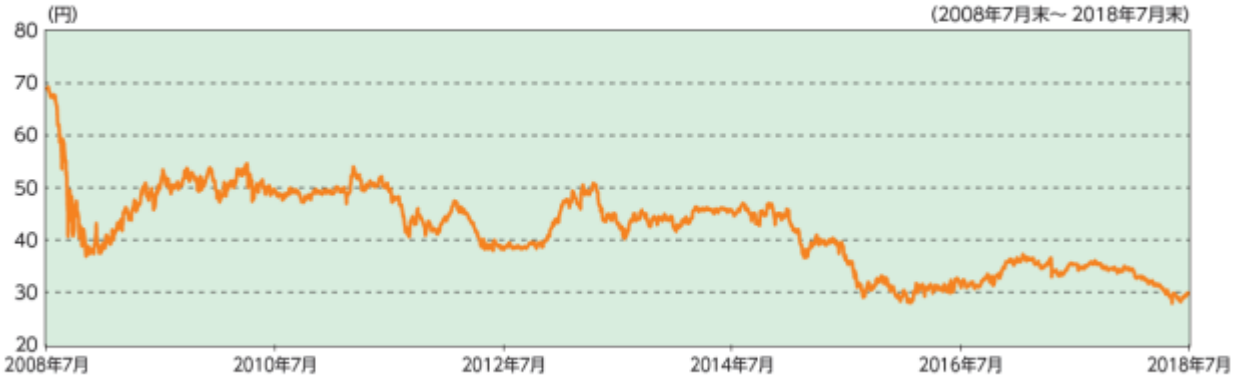

（出所）各種データをもとに三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社作成
※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

カバードコール戦略を用いた場合の値動きの特徴について

◆原資産（リート指数など）および原資産に対するカバー率を50%とした場合のカバードコール戦略（以下、当戦略）の値動きの特徴として、主に３つのケースをあげることができます。

◆特に原資産価格が上昇・下落を繰り返すケース（３のケース）において、原資産価格が横ばい圏で推移したとしても当戦略の価格が下落（時間の経過とともに下落幅が拡大）する可能性があることは留意すべき特徴の一つと言えます。

＊「カバー率」とは、原資産に対するオプションのポジションの割合をいいます。

(注)カバードコール戦略により想定されるオプションプレミアムは考慮していません

（イメージ図）

※原資産および当戦略の価格は当初100として指数化

※カバードコール戦略とは、オプションの権利行使価格を上回る原資産（リート指数など）の値上がり益を放棄するかわりに、オプションプレミアムの確保を目指す投資戦略です。

※上図の横軸（時間（期間））の目盛りは、カバードコール戦略におけるオプションの権利行使期間を表します。オプションの権利行使期間は、オプション取引量が多い１～３ヵ月程度が一般的です。

※上記は、原資産および原資産に対するカバー率を50%とし各期初にカバードコール戦略を構築したと仮定した場合のカバードコール戦略の値動きのイメージであり、カバードコール戦略に対する説明のすべてを網羅したものではありません。

当ファンドの収益のイメージ

当ファンドは主に米国のリートへの投資に加えて、為替取引およびオプション取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。

●当ファンドのイメージ図

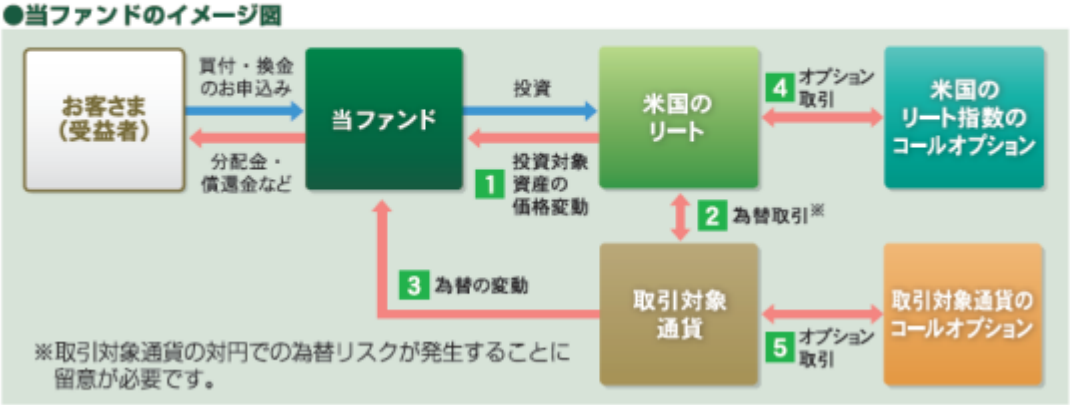

当ファンドの収益の源泉は、以下の５つの要素が挙げられます。

これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
1 米国のリートの配当収入、値上がり／値下がり	リート価格上昇 *1 賃貸料収入の増加 投資不動産の価格の上昇 など	リート価格下落 賃貸料収入の減少 投資不動産の価格の下落 など
2 為替取引によるプレミアム／コスト	プレミアム（金利差相当分の収益）の発生 取引対象通貨の短期金利＞米ドルの短期金利	コスト（金利差相当分の費用）の発生 取引対象通貨の短期金利＜米ドルの短期金利
3 為替差益／差損	為替差益の発生*2 取引対象通貨に対して円安	為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高
4 リート指数のコールオプションのプレミアム／権利行使価格を上回る部分の一部損失	オプションプレミアムの受け取り	権利行使価格を上回る部分の一部損失 *1 権利行使価格を上回るリート指数の上昇
5 取引対象通貨のコールオプションのプレミアム／権利行使価格を上回る部分の一部損失	オプションプレミアムの受け取り	権利行使価格を上回る部分の一部損失*2 権利行使価格を上回る取引対象通貨の上昇（円安）

＊1 リート指数が権利行使価格を超えて上昇した場合、その超過分はオプションの権利行使等によって、一部相殺されます。
＊2 取引対象通貨が権利行使価格を超えて取引対象通貨高（円安）となった場合、その超過分はオプションの権利行使等によって、一部相殺されます。
※リート・カバードコール戦略は、米国リート指数またはETFのコールオプションの売りを行います。
※当ファンドは外国投資信託証券を通じて米国のリートに投資を行いますが、リート・カバードコール戦略では、実質的に主に米国リート指数またはETFにかかるコールオプションの売却を行います。このため、ファンドの組入リートと当該米国リート指数またはETFが異なる値動きをした場合は、値上がり益の享受が想定通りにならない場合があります。
※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

ファンドの仕組み

＊1 将来、投資対象クラスが変更になる場合があります。
＊2 当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券は、クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とするスワップ取引を通じて、為替取引、リート指数オプション取引および通貨オプション取引の損益を享受します。

④信託金の限度額

信託金の限度額は、2,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2015年７月７日　信託契約締結
2015年７月７日　当ファンドの設定・運用開始

2019年４月１日　ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社へ承継（予定）

（３）【ファンドの仕組み】

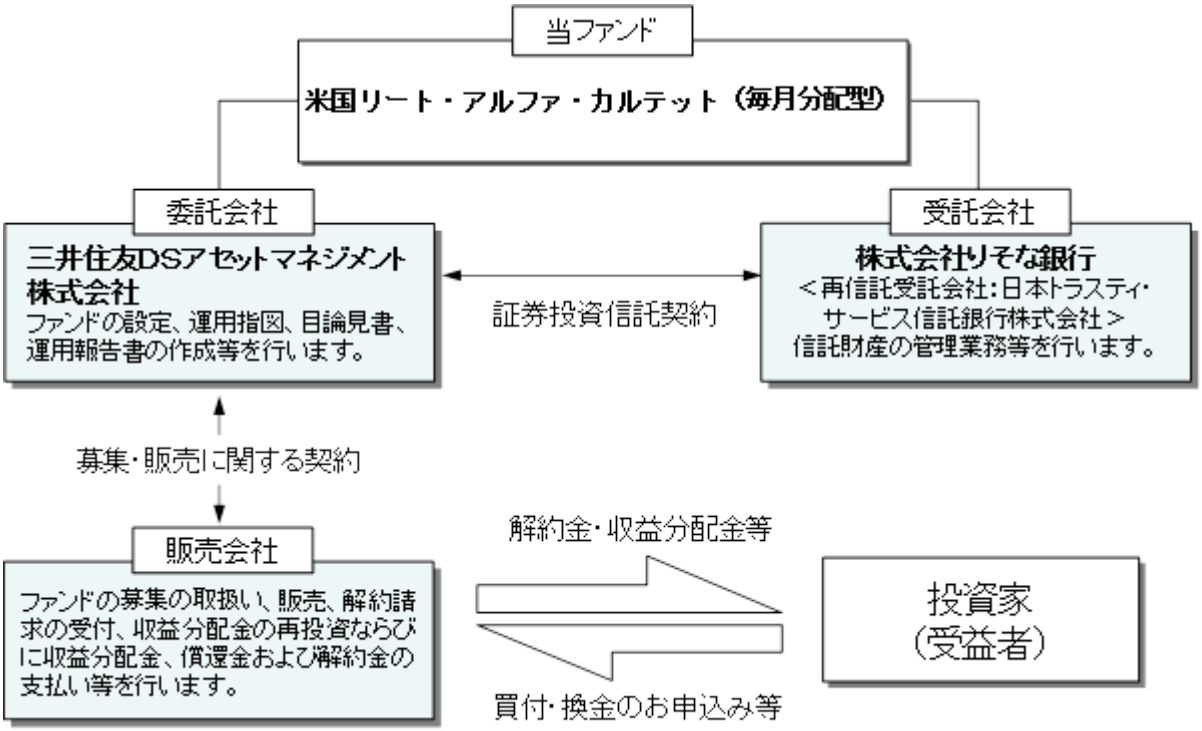

①委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

②委託会社等の概況

・資本金の額　20億円（2019年４月１日現在（予定））

・会社の沿革

1985年７月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年２月20日	証券投資顧問業の登録
1987年６月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年１月１日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年２月５日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年１月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月１日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年４月１日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年４月１日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更（予定）

・大株主の状況（2019年４月１日現在（予定））

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	337,248	1.0

２【投資方針】

(１)【投資方針】

①主に別に定める投資信託証券※を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるマネー・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

※「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託および投資法人（外国のものも含む）の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

ケイマン籍円建て外国投資信託受益証券
US REIT Fund Quartet Class A

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託「マネー・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、３の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、４および５の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、2018年７月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

＜ＵＳリート・ファンド カルテットクラスＡの概要＞

ファンド名	US REIT Fund Quartet Class A
基本的性格	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／円建て

運用目的	主に米国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託（リート）および不動産関連証券に投資します。 また、スワップ取引を通じて、実質的に高金利通貨の買いと米ドルの売りの為替取引ならびに米国リート市場全体（米国リート指数またはＥＴＦ）のコールオプションの売りと円に対する高金利通貨のコールオプションの売りを行うことで、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。
主要投資対象	米国の不動産投資信託（リート）および不動産関連証券を主要投資対象とします。また、スワップ取引を通じて、為替取引、米国リート市場全体にかかるオプション取引ならびに通貨オプション取引を活用します。
投資方針	１．主として米国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託(リート)および不動産関連証券に投資しつつ、為替取引とカバードコール戦略を組み合わせることで、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。 ＜米国リート投資戦略＞ ・銘柄選択に当たっては、ファンダメンタルズやバリュエーションなどを勘案して行います。 ・リートの運用は、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーが行います。 ＜高金利通貨戦略＞ ・高金利の通貨の買いと米ドルの売りの為替取引を行います。 ・取引対象通貨は、ブラジルレアルとします。 ＜リート・カバードコール戦略＞ ・リート・カバードコール戦略は、米国リート市場全体（米国リート指数またはＥＴＦ）にかかるコールオプションの売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。 ・リート・カバードコール戦略は、原則としてファンドの純資産総額の50%程度のコールオプションの売りを行います。 ＜通貨カバードコール戦略＞ ・通貨カバードコール戦略は、円に対する高金利通貨（ブラジルレアル）のコールオプションの売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。 ・通貨カバードコール戦略は、原則としてファンドの純資産総額の50%程度のコールオプションの売りを行います。 ※カバードコール戦略では、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。 ※高金利通貨戦略およびリート・通貨のカバードコール戦略については、クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とするスワップ取引を通じて当該戦略を行った場合の投資成果を享受します。 ２．資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合には、制限を設けません。 ・単一の企業の発行する証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。有価証券の値動き等で10%を超える場合は、速やかに調整します（ただし、１ヵ月以内）。 ・米ドル建て以外の資産への投資は行いません。 ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	管理報酬等：年0.755%程度 上記の他、信託財産にかかる租税、信託事務に関する費用、組入有価証券等の売買時等にかかる費用、受託会社の費用（年10,000米ドル）、管理事務費用、名義書換事務代行費用、信託財産の処理に関する費用、組入有価証券等の保管に関する費用等はファンドの信託財産から負担されます。 ※上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額（約40,000米ドル）が設定されています。 ※上記の報酬等は将来変更される場合があります。
管理会社	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。

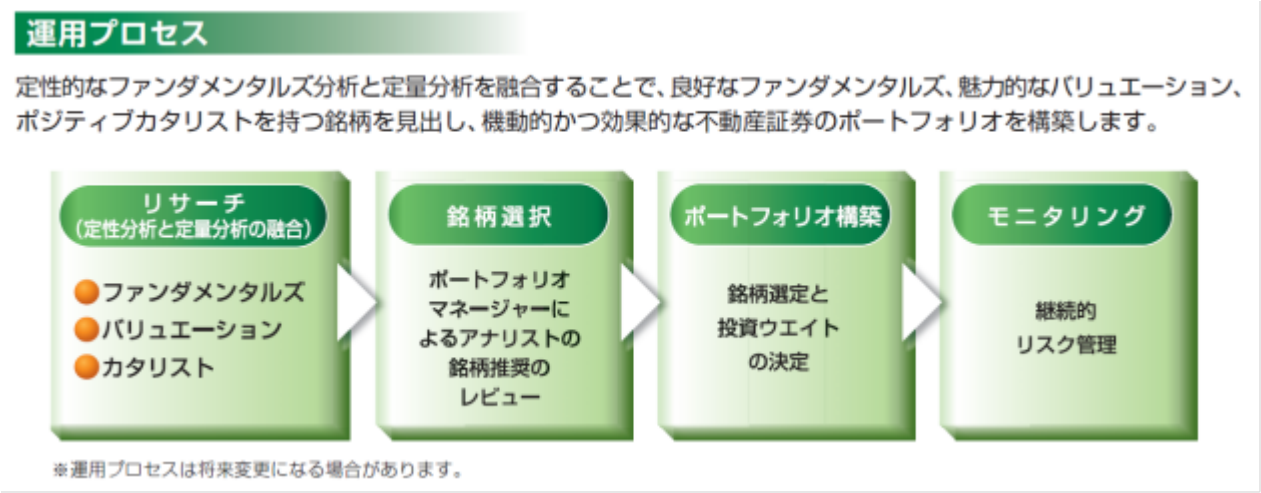

＜プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーの概要＞
・プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーは、プリンシパル・ファイナンシャル・グループ傘下の資産運用会社で、約60年間にわたり不動産運用サービスを提供してきました。
・ボトムアップ・アプローチによる定性的なファンダメンタルズ分析に定量分析を融合した運用に強みを持っています。

＜クレディ・スイス・インターナショナルの概要＞
・クレディ・スイス・インターナショナルは、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員で、イギリスおよびウェールズの会社法に基づき1990年に設立・登録されました。
・主な業務は、金利、為替、株式、コモディティ、およびクレジット商品にリンクしたデリバティブ商品の取引を含む銀行業です。
・クレディ・スイス・グループは世界50ヵ国以上に拠点を持ち、世界中の法人および富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

＜マネー・マネジメント・マザーファンドの概要＞

ファンド名	マネー・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

受託会社 （再信託受託会社）	株式会社りそな銀行 （日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	―
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	①本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	2013年６月３日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年７月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	―
その他	―

（３）【運用体制】

①ファンドの運用体制

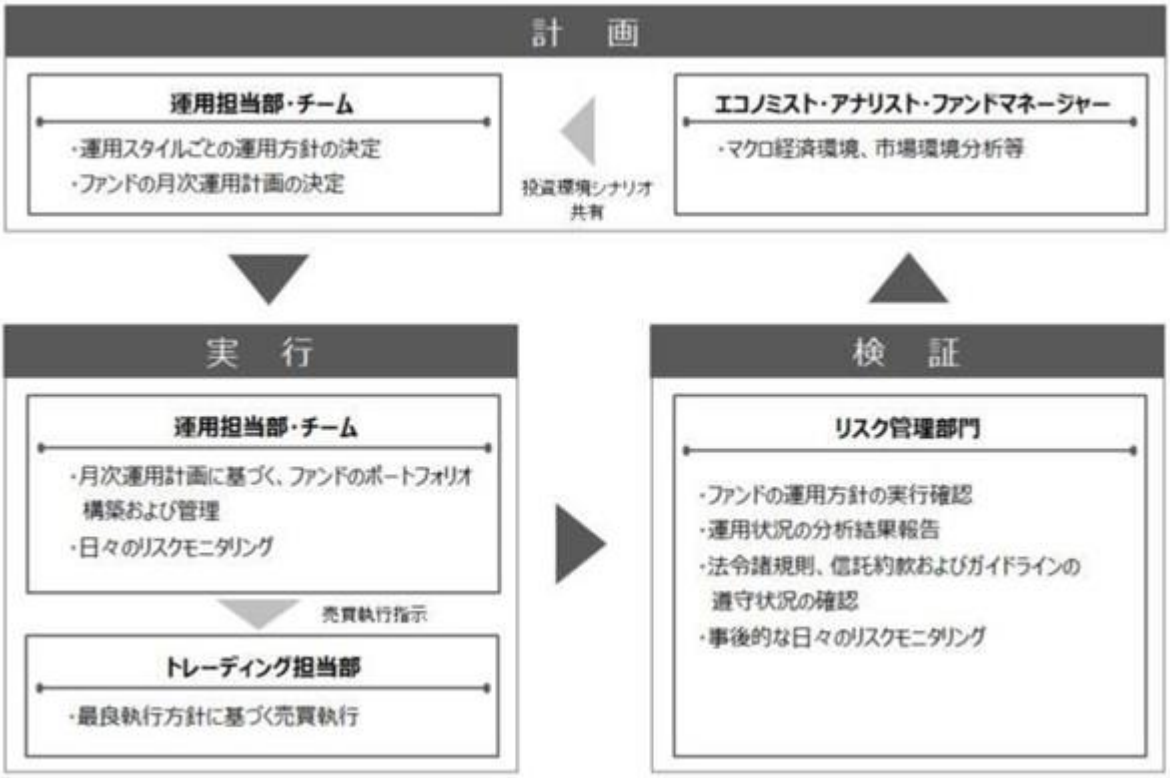

＊リスク管理部門の人員数は、約50名です。
＊他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。
＊ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

②委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
　ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

※上記の運用体制は、2019年４月１日現在（予定）のものです。

（４）【分配方針】
①毎決算時（毎月の４日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、そ

の全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ．主な投資制限

(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

＜当ファンドの有するリスク＞

□当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に不動産投資信託（リート）など値動きのある有価証券等に投資するとともにオプション取引等デリバティブ取引を行いますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

□信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

□投資信託は預貯金と異なります。

□当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。

□投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

＜基準価額の変動要因＞

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(１)価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的にリート等の値動きのある有価証券等に投資するとともに為替取引およびオプション取引等デリバティブ取引を行います。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(２)不動産投資信託（リート）投資のリスク

リートは、不動産を取り巻く環境や不動産市況の変化、保有する不動産の価格の変動、賃料収入または利息収入の増減、稼働率の変動等の影響を受けて価格は変動します。また、リートが借入れを行っている場合、金利支払い等の負担の増減やレバレッジ比率の変動により、価格が大幅に変動することがあります。この他、関連する法令や税制等が変更された場合、リートの価格が影響を受けることがあります。これらの要因により、リートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(３)信用リスク

リートの財務状況等が悪化し、経営不安や倒産等に陥ったときには、リートの価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(４)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(５)高金利通貨戦略に伴うリスク

高金利通貨戦略においては、米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。このため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落するおそれがあります。また、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

なお、取引対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

(６)カバードコール戦略に伴うリスク

・カバードコール戦略においては、米国リート市場全体（米国リート指数またはＥＴＦ）のコールオプションの売却および円に対する取引対象通貨のコールオプションの売却を行います。このため、米国リート指数（またはＥＴＦ）や為替レートの水準、変動率（ボラティリティ）が上昇した場合等には売却したオプションの評価値が上昇して損失を被り、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

・カバードコール戦略により得られるオプションプレミアムの水準は、カバードコール戦略を構築した時点の米国リート指数（またはＥＴＦ）や為替レートの水準、権利行使価格水準、米国リート指数（またはＥＴＦ）や為替レートのボラティリティ、権利行使日までの期間、金利水準、需給等複数の要因により決まります。そのため、当初想定したオプションプレミアムの水準が確保できない場合があります。

・カバードコール戦略を加えることにより、オプションプレミアムを受け取るものの、権利行使日において米国リート指数（またはＥＴＦ）や為替レートが権利行使価格を超えて上昇した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。このため、カバードコール戦略を加えない場合に比べて投資成果が劣る可能性があります。

・カバードコール戦略において特定の権利行使期間でリートの価格や為替レートが下落した場合、再度カバードコール戦略を構築した際のリートや為替の値上がり益は戦略構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後リートの価格や為替レートが当初の水準まで回復しても、当ファンドの基準価額の回復度合いが緩やかになる可能性があります。
※当ファンドは外国投資信託証券を通じて米国のリートに投資を行いますが、リート・カバードコール戦略では、実質的に主に米国リート市場全体（米国リート指数またはＥＴＦ）にかかるコールオプションの売却を行います。このため、ファンドの組入リートと当該米国リート指数（またはＥＴＦ）が異なる値動きをした場合は、上記について必ずしも当てはまらない場合がありますので、ご留意ください。
・換金等に伴いカバードコール戦略を解消する場合、市場規模、市場動向等によっては解消に伴うコストが発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
・当初設定時、市場環境、資産規模あるいは大量の資金流出入が発生した場合やその他やむを得ない事情が発生した場合等にはカバードコール戦略を十分に行えない場合があります。

(７)スワップ取引に関するリスク
・当ファンドの投資対象である外国投資信託証券におけるスワップ取引は、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産などにより、当初契約通りの取引を実行できず損失を被る可能性があります。
・投資対象の外国投資信託証券は、スワップ取引の相手方が実際に取引する為替取引やオプション取引に対しては何らの権利も有しておりません。

＜その他の留意点＞
(１)外国投資信託証券への投資について
当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、外国投資信託証券から米国のリート等に投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合に比べて税制が不利になる場合があります。

(２)為替取引に関する留意点
高金利通貨戦略においては、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引を行います。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。
また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

(３)カバードコール戦略におけるオプション評価
オプションは時価で評価され、その価値の上昇・下落が基準価額に反映されます。なお、オプション取引時点でプレミアム収入相当分が基準価額に反映されるものではありません。
ファンドは、オプションの売りの取引を行いますので、オプションの価値が上昇すれば基準価額の下落要因となり、オプションの価値が下落すればプレミアム収入を上限として基準価額の上昇要因となります。
※上記はファンドにおける損益のすべてを示したものではありません。
※ファンドは、米国のリートへ投資し、高金利通貨戦略において取引対象通貨買い、米ドル売りの為替取引を行うとともに、カバードコール戦略において米国リート指数（またはＥＴＦ）および円に対する取引対象通貨のコールオプションの売却を行います。したがって、保有するリートの値上がりもしくは円安・取引対象通貨高が基準価額の上昇要因となる一方、米国リート指数（またはＥＴＦ）の上昇もしくは円安・取引対象通貨高によるオプションの価値上昇が基準価額の下落要因となります。

(４)繰上償還について

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。

また、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

(５)換金請求の受付に関する留意点

取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(６)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(７)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

＜リスクの管理体制＞

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。（2019年４月１日現在（予定））

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

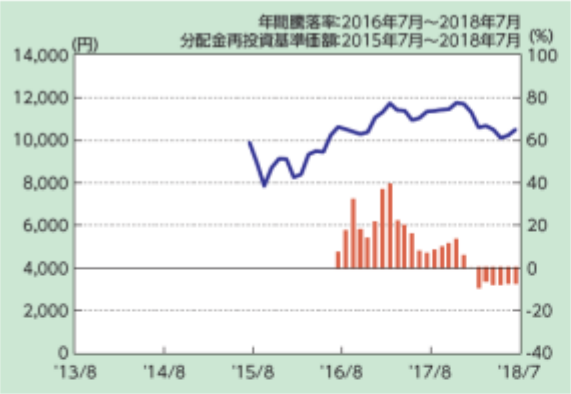

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近１年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

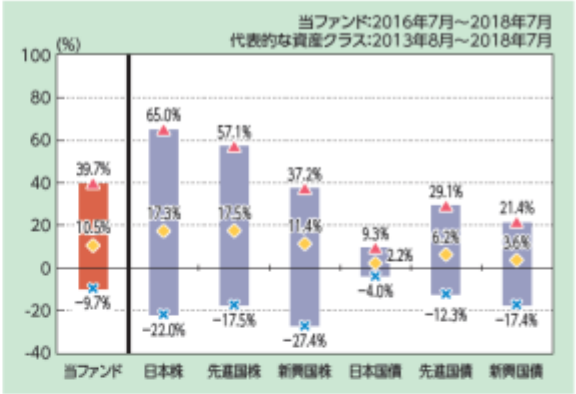

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
(注)上記グラフにおいて、当ファンドと代表的な資産クラスのデータの期間が異なりますので、ご留意ください。

＜各資産クラスの指数について＞

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガンGBI-EM グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

４【手数料等及び税金】

(１)【申込手数料】

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.78%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。
※分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。
※申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(２)【換金（解約）手数料】

ありません。

(３)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.215%（税抜1.125%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.50%（税抜）	年率0.60%（税抜）	年率0.025%（税抜）

※当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、管理報酬等が年率0.755%程度かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率1.97%（税込）程度です。
※ただし、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあるため、当該投資信託証券の純資産総額によっては、当ファンドにおける実質的な信託報酬が上記の率を超える場合があります。また、信託財産にかかる租税、信託事務に関する費用、組入有価証券等の売買時等にかかる費用、受託会社の費用（年10,000米ドル）、管理事務費用、名義書換事務代行費用、信託財産の処理に関する費用、組入有価証券等の保管に関する費用等は当ファンドが投資対象とする投資信託証券が負担します。なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券における報酬は将来変更になる場合があり、その場合は実質的な信託報酬率は変更されることになります。
※マネー・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。
※上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

①信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

②信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

③信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】
①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
※有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.01026%（税抜0.0095%）以内の率を乗じて得た額とし、各特定期末（毎年１月、７月に属する計算期末）または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

④解約の際には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額が信託財産留保額として差し引かれます。

（５）【課税上の取扱い】
当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率※で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率※が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

※所得税については、2013年１月１日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜損益通算について＞

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

※上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

＜少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について＞

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方※で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※20歳未満の方を対象とした「ジュニアＮＩＳＡ」もあります。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率※で源泉徴収されます。

※所得税については、2013年１月１日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜益金不算入制度について＞

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

＜個別元本について＞

・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。

・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＊上記の内容は2018年７月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。
＊課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）

（１）【投資状況】

（平成30年７月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （マネー・マネジメント・マザーファンド）	日本	698,951	0.15%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	439,824,568	97.24%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		11,785,077	2.61%
純資産総額		452,308,596	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成30年７月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	US REIT Fund Quartet Class A	投資信託受益証券	891,054,637	0.4852	0.4936	－	97.24%
	ケイマン諸島	－		432,411,532	439,824,568	－	
2	マネー・マネジメント・マザーファンド	親投資信託受益証券	699,301	0.9995	0.9995	－	0.15%
	日本	－		699,021	698,951	－	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.24%
親投資信託受益証券	0.15%
合計	97.39%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】
（平成30年７月末現在）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
（平成30年７月末現在）
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成27年７月７日）	700	－	1.0000	－
第１特定期間末 （平成28年１月４日）	613	672	0.8137	0.8937
第２特定期間末 （平成28年７月４日）	656	733	0.8260	0.9260
第３特定期間末 （平成29年１月４日）	725	802	0.8061	0.8961
第４特定期間末 （平成29年７月４日）	732	819	0.7094	0.7994
平成29年７月末日	743	－	0.7210	－
平成29年８月末日	731	－	0.7080	－
平成29年９月末日	701	－	0.6961	－
平成29年10月末日	692	－	0.6833	－
平成29年11月末日	690	－	0.6857	－
平成29年12月末日	671	－	0.6680	－
第５特定期間末 （平成30年１月４日）	666	758	0.6559	0.7459
平成30年１月末日	686	－	0.6312	－
平成30年２月末日	580	－	0.5817	－
平成30年３月末日	571	－	0.5757	－
平成30年４月末日	478	－	0.5561	－
平成30年５月末日	454	－	0.5257	－
平成30年６月末日	450	－	0.5222	－
第６特定期間末 （平成30年７月４日）	442	499	0.5084	0.5684
平成30年７月末日	452	－	0.5257	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】

期間	１口当りの分配金（円）
第１特定期間（平成27年７月７日～平成28年１月４日）	0.0800
第２特定期間（平成28年１月５日～平成28年７月４日）	0.1000
第３特定期間（平成28年７月５日～平成29年１月４日）	0.0900
第４特定期間（平成29年１月５日～平成29年７月４日）	0.0900
第５特定期間（平成29年７月５日～平成30年１月４日）	0.0900
第６特定期間（平成30年１月５日～平成30年７月４日）	0.0600

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１特定期間（平成27年７月７日～平成28年１月４日）	△10.6%
第２特定期間（平成28年１月５日～平成28年７月４日）	13.8%
第３特定期間（平成28年７月５日～平成29年１月４日）	8.5%
第４特定期間（平成29年１月５日～平成29年７月４日）	△0.8%
第５特定期間（平成29年７月５日～平成30年１月４日）	5.1%
第６特定期間（平成30年１月５日～平成30年７月４日）	△13.3%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１特定期間（平成27年７月７日～平成28年１月４日）	779,834,402	25,870,895
第２特定期間（平成28年１月５日～平成28年７月４日）	72,093,962	31,378,738
第３特定期間（平成28年７月５日～平成29年１月４日）	361,170,801	256,290,428
第４特定期間（平成29年１月５日～平成29年７月４日）	331,445,036	198,720,208
第５特定期間（平成29年７月５日～平成30年１月４日）	203,240,482	220,023,126

第６特定期間（平成30年１月５日～平成30年７月４日）	168,740,062	313,648,470

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

マネー・マネジメント・マザーファンド

（１）投資状況

（平成30年７月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
特殊債券	日本	31,131,099	63.23%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		18,106,453	36.77%
純資産総額		49,237,552	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成30年７月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	66 政保道路機構 日本	特殊債券 ―	14,000,000	100.26 14,037,506	100.24 14,034,398	1.5000 2018/09/28	28.50%
2	67 政保道路機構 日本	特殊債券 ―	11,000,000	100.43 11,048,268	100.41 11,045,749	1.6000 2018/10/31	22.43%
3	77 政保道路機構 日本	特殊債券 ―	6,000,000	100.86 6,051,966	100.84 6,050,952	1.3000 2019/03/19	12.29%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	63.23%
合計	63.23%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

（平成30年７月末現在）

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

（平成30年７月末現在）

該当事項はありません。

（参考情報）

2018年7月31日 現在

基準価額・純資産の推移（設定日～2018年7月31日）

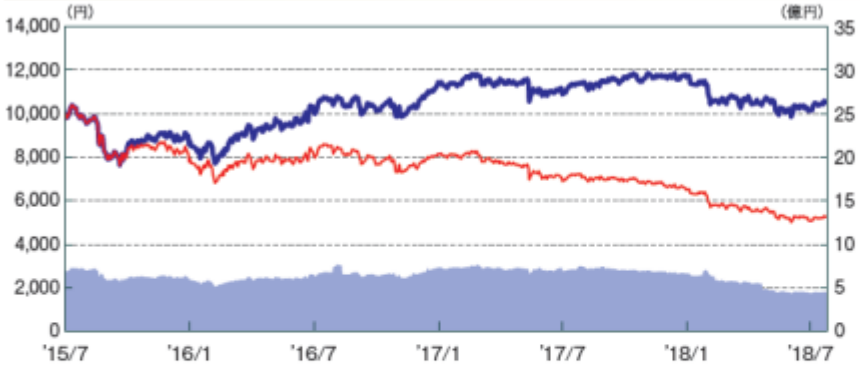

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

2018年 7 月	100円
2018年 6 月	100円
2018年 5 月	100円
2018年 4 月	100円
2018年 3 月	100円
直近１年間累計	1,500円
設定来累計	5,100円

＊分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

投資銘柄	投資比率
US REIT Fund Quartet Class A	97.2%
マネー・マネジメント・マザーファンド	0.2%

＊投資比率は純資産総額対比

■参考情報（上位10銘柄）

USリート・ファンド カルテットクラスA

	投資銘柄	業種	投資比率
1	Simon Property Group, Inc.	店舗用不動産投資信託	7.5%
2	Equinix, Inc.	専門不動産投資信託	7.2%
3	AvalonBay Communities, Inc.	住宅用不動産投資信託	5.8%
4	Prologis, Inc.	工業用不動産投資信託	5.3%
5	Essex Property Trust, Inc.	住宅用不動産投資信託	4.7%
6	Invitation Homes, Inc.	住宅用不動産投資信託	4.6%
7	Welltower, Inc.	ヘルスケア不動産投資信託	4.2%
8	Alexandria Real Estate Equities, Inc.	オフィス不動産投資信託	4.0%
9	Regency Centers Corporation	店舗用不動産投資信託	3.8%
10	Apartment Investment and Management Company Class A	住宅用不動産投資信託	2.9%

＊投資比率はUSリート・ファンド カルテットクラスAの純資産総額対比

マネー・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	66 政保道路機構	特殊債券	28.5%
2	67 政保道路機構	特殊債券	22.4%
3	77 政保道路機構	特殊債券	12.3%

＊投資比率はマネー・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移

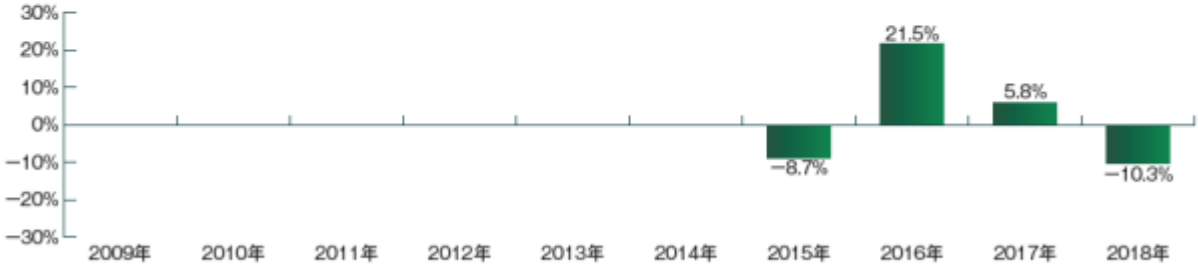

＊ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2015年は当初設定日(2015年7月7日)から年末までの収益率、2018年は7月末までの収益率です。
＊ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。
＊ファンドには、ベンチマークはありません。

・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(１)当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはサンパウロの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後３時までとし

ます。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはサンパウロの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。
※取得申込受付不可日は、取引対象通貨の変更に伴い変更される場合があります。

(２)申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初１口＝１円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、１口または１円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

(３)当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
＊販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(４)定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはサンパウロの銀行の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはサンパウロの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。
※解約請求受付不可日は、取引対象通貨の変更に伴い変更される場合があります。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

＜解約請求による換金手続き＞
□解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額です。
（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）
□信託財産留保額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

＊信託財産留保額とは、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

□解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。
（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して６営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。

□解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

３【資産管理等の概要】

(１)【資産の評価】

①基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主要投資対象の評価方法＞

有価証券等	評価方法
投資信託証券 （外国籍）	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。

②基準価額は、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

照会先の名称	電話番号※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(２)【保管】

該当事項はありません。

(３)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（2015年７月７日）から2020年７月６日まで（５年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「（５）その他　①信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

(４)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月５日から翌月４日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

（５）【その他】

①信託契約の解約

イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ニ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ホ．前ニ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ヘ．前ニ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ト．前ニ．から前ヘ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前ハ．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ．から前ヘ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、前イ．の事項（前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑥公告（2019年４月１日現在（予定））

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑧運用にかかる報告等開示方法

イ．委託会社は、特定期末（毎年１月、７月に属する計算期末）から３ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。

ロ．委託会社は、特定期末および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める書面）を作成します。

ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のホームページに掲載します。

ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑨委託会社と関係法人との契約の変更

＜募集・販売契約＞

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(１)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(２)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

※償還金の支払いは、原則として償還日から起算して５営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(３)受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(４)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（平成30年１月５日から平成30年７月４日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成30年１月４日現在	当期 平成30年７月４日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	47,153,199	26,943,821
投資信託受益証券	639,207,474	425,164,022
親投資信託受益証券	699,161	699,021
未収入金	－	381,884
流動資産合計	687,059,834	453,188,748
資産合計	687,059,834	453,188,748
負債の部		
流動負債		
未払金	－	984,203
未払収益分配金	15,232,519	8,705,928
未払解約金	5,055,559	402,482
未払受託者報酬	15,406	9,989
未払委託者報酬	677,998	439,749
その他未払費用	36,293	27,999
流動負債合計	21,017,775	10,570,350
負債合計	21,017,775	10,570,350
純資産の部		
元本等		
元本	1,015,501,288	870,592,880
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 349,459,229	△ 427,974,482
（分配準備積立金）	79,609	38,306
元本等合計	666,042,059	442,618,398
純資産合計	666,042,059	442,618,398
負債純資産合計	687,059,834	453,188,748

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成29年７月５日 至 平成30年１月４日	当期 自 平成30年１月５日 至 平成30年７月４日
営業収益		
受取配当金	21,180,899	18,292,327
受取利息	164	－
有価証券売買等損益	19,239,047	△ 107,627,853
営業収益合計	40,420,110	△ 89,335,526
営業費用		
支払利息	10,034	8,160
受託者報酬	95,700	73,276
委託者報酬	4,212,625	3,226,317
その他費用	36,293	28,959
営業費用合計	4,354,652	3,336,712
営業利益又は営業損失（△）	36,065,458	△ 92,672,238
経常利益又は経常損失（△）	36,065,458	△ 92,672,238
当期純利益又は当期純損失（△）	36,065,458	△ 92,672,238
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 535,949	△ 7,958,135
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 299,965,106	△ 349,459,229
剰余金増加額又は欠損金減少額	67,141,756	127,611,849
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	67,141,756	127,611,849
剰余金減少額又は欠損金増加額	60,304,863	64,276,527
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	60,304,863	64,276,527
分配金	92,932,423	57,136,472
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 349,459,229	△ 427,974,482

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成30年１月５日 至　平成30年７月４日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成30年１月４日現在	当期 平成30年７月４日現在
１．元本状況		
期首元本額	1,032,283,932円	1,015,501,288円
期中追加設定元本額	203,240,482円	168,740,062円
期中一部解約元本額	220,023,126円	313,648,470円
２．受益権の総数	1,015,501,288口	870,592,880口
３．元本の欠損		
	349,459,229円	427,974,482円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自　平成29年７月５日
至　平成30年１月４日

分配金の計算過程
第25期計算期間末（平成29年８月４日）に、投資信託約款に基づき計算した191,965,894円　（１万口当たり1,813.01円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い15,882,381円　（１万口当たり150円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	3,387,998円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	148,669,519円
分配準備積立金	39,908,377円
分配可能額	191,965,894円
（１万口当たり分配可能額）	(1,813.01円)
収益分配金	15,882,381円
（１万口当たり収益分配金）	(150円)

第26期計算期間末（平成29年９月４日）に、投資信託約款に基づき計算した180,577,043円　（１万口当たり1,696.98円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い15,961,653円　（１万口当たり150円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	3,427,021円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	150,672,624円
分配準備積立金	26,477,398円
分配可能額	180,577,043円
（１万口当たり分配可能額）	(1,696.98円)
収益分配金	15,961,653円

当期
自　平成30年１月５日
至　平成30年７月４日

分配金の計算過程
第31期計算期間末（平成30年２月５日）に、投資信託約款に基づき計算した121,749,287円　（１万口当たり1,090.16円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い11,168,032円　（１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,599,136円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	119,040,790円
分配準備積立金	109,361円
分配可能額	121,749,287円
（１万口当たり分配可能額）	(1,090.16円)
収益分配金	11,168,032円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第32期計算期間末（平成30年３月５日）に、投資信託約款に基づき計算した102,387,229円　（１万口当たり1,017.21円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い10,065,488円　（１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,682,404円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	99,662,480円
分配準備積立金	42,345円
分配可能額	102,387,229円
（１万口当たり分配可能額）	(1,017.21円)
収益分配金	10,065,488円

（１万口当たり収益分配金）	(150円)

第27期計算期間末（平成29年10月４日）に、投資信託約款に基づき計算した159,624,644円 （１万口当たり1,576.34円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い15,189,455円 （１万口当たり150円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,837,150円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	143,512,673円
分配準備積立金	13,274,821円
分配可能額	159,624,644円
（１万口当たり分配可能額）	(1,576.34円)
収益分配金	15,189,455円
（１万口当たり収益分配金）	(150円)

第28期計算期間末（平成29年11月６日）に、投資信託約款に基づき計算した147,939,525円 （１万口当たり1,455.31円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い15,248,274円 （１万口当たり150円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,904,050円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	144,122,481円
分配準備積立金	912,994円
分配可能額	147,939,525円
（１万口当たり分配可能額）	(1,455.31円)
収益分配金	15,248,274円
（１万口当たり収益分配金）	(150円)

第29期計算期間末（平成29年12月４日）に、投資信託約款に基づき計算した137,393,396円 （１万口当たり1,336.67円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い15,418,141円 （１万口当たり150円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	3,153,313円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	133,983,951円
分配準備積立金	256,132円
分配可能額	137,393,396円
（１万口当たり分配可能額）	(1,336.67円)
収益分配金	15,418,141円
（１万口当たり収益分配金）	(150円)

第30期計算期間末（平成30年１月４日）に、投資信託約款に基づき計算した123,260,421円 （１万口当たり1,213.79円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い15,232,519円 （１万口当たり150円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,665,270円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	120,235,858円
分配準備積立金	359,293円
分配可能額	123,260,421円
（１万口当たり分配可能額）	(1,213.79円)
収益分配金	15,232,519円
（１万口当たり収益分配金）	(150円)

（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第33期計算期間末（平成30年４月４日）に、投資信託約款に基づき計算した94,305,492円 （１万口当たり948.02円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い9,947,672円 （１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	3,056,449円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	91,242,049円
分配準備積立金	6,994円
分配可能額	94,305,492円
（１万口当たり分配可能額）	(948.02円)
収益分配金	9,947,672円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第34期計算期間末（平成30年５月７日）に、投資信託約款に基づき計算した75,306,320円 （１万口当たり876.01円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い8,596,494円 （１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,400,736円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	72,831,060円
分配準備積立金	74,524円
分配可能額	75,306,320円
（１万口当たり分配可能額）	(876.01円)
収益分配金	8,596,494円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第35期計算期間末（平成30年６月４日）に、投資信託約款に基づき計算した69,414,896円 （１万口当たり802.22円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い8,652,858円 （１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,265,971円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	67,079,462円
分配準備積立金	69,463円
分配可能額	69,414,896円
（１万口当たり分配可能額）	(802.22円)
収益分配金	8,652,858円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第36期計算期間末（平成30年７月４日）に、投資信託約款に基づき計算した63,374,853円 （１万口当たり727.95円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い8,705,928円 （１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,214,096円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	61,073,006円
分配準備積立金	87,751円
分配可能額	63,374,853円
（１万口当たり分配可能額）	(727.95円)
収益分配金	8,705,928円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自　平成30年１月５日 至　平成30年７月４日

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成30年７月４日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
前期（平成30年１月４日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	－
投資信託受益証券	△856,913
合計	△856,913

当期（平成30年７月４日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	－
投資信託受益証券	△1,779,972
合計	△1,779,972

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前期（平成30年１月４日現在）
該当事項はありません。

当期（平成30年７月４日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
当期（自　平成30年１月５日　至　平成30年７月４日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 平成30年１月４日現在	当期 平成30年７月４日現在
１口当たり純資産額 0.6559円 「１口＝１円（10,000口＝6,559円）」	１口当たり純資産額 0.5084円 「１口＝１円（10,000口＝5,084円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	US REIT Fund Quartet Class A	876,265,503	425,164,022	

	親投資信託受益証券	マネー・マネジメント・マザーファンド	699,301	699,021	
合計　２銘柄			876,964,804	425,863,043	

＜参考＞
当ファンドは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
※　以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マネー・マネジメント・マザーファンド

(１)貸借対照表

区分	平成30年１月４日現在 金額（円）	平成30年７月４日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,838,750	13,854,835
地方債証券	4,000,752	―
特殊債券	29,112,046	35,122,566
未収利息	167,853	148,647
前払費用	813	102,612
流動資産合計	50,120,214	49,228,660
資産合計	50,120,214	49,228,660
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	―	246
流動負債合計	―	246
負債合計	―	246
純資産の部		
元本等		
元本	50,129,120	49,249,819
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△8,906	△21,405
元本等合計	50,120,214	49,228,414
純資産合計	50,120,214	49,228,414
負債純資産合計	50,120,214	49,228,660

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　平成30年１月５日 至　平成30年７月４日

１．有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成30年１月４日現在	平成30年７月４日現在
１．元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	49,367,656円	50,129,120円
期中追加設定元本額	1,242,639円	134,545円
期中一部解約元本額	481,175円	1,013,846円
元本の内訳		
北米シェール関連株ファンド	7,581,704円	7,581,704円
タフ・アメリカ（マネープールファンド）	8,647,296円	7,837,009円
米国小型株ツインα（毎月分配型）	552,681円	552,681円
米国小型株ツインα（資産成長型）	71,698円	71,698円
日本株アルファ・カルテット（毎月分配型）	1,998,801円	1,998,801円
欧州株ツインα（毎月分配型）	13,111円	13,111円
欧州株ツインα（資産成長型）	96円	96円
ＮＢマルチ・ストラテジー・ファンド（ダイワＳＭＡ専用）	2,699,766円	2,699,766円
ＮＢハイクオリティ・マネジャーズ・ファンド（部分為替ヘッジあり）－予想分配金提示型－	89,929円	20,915円
ＮＢハイクオリティ・マネジャーズ・ファンド（為替ヘッジなし）－予想分配金提示型－	9,993円	9,993円
米国リバーサル戦略ツインαネオ（毎月分配型）	26,385,980円	26,385,980円
米国リート厳選ファンド（毎月決算型）	249,776円	249,776円
米国リート厳選ファンド（資産成長型）	249,776円	249,776円
米国株アルファ・カルテット（毎月分配型）	799,281円	799,281円
米国株厳選ファンド・米ドルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・ブラジルレアルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・豪ドルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・高金利通貨コース	9,992円	9,992円
米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）	699,301円	699,301円
ＮＢマルチ戦略ファンド	9,989円	9,989円
日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）	9,990円	9,990円
大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド　Ａコース（ダイワ投資一任専用）	9,992円	9,992円
大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド　Ｂコース（ダイワ投資一任専用）	9,992円	9,992円
合計	50,129,120円	49,249,819円
２．受益権の総数	50,129,120口	49,249,819口
３．元本の欠損		
	8,906円	21,405円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成30年１月５日 至　平成30年７月４日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	平成30年７月４日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
（平成30年１月４日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
地 方 債 証 券	△568
特　殊　債　券	△205,244
合計	△205,812

※「計算期間」とは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成29年７月26日から平成30年１月４日まで）を指しております。

（平成30年７月４日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
特　殊　債　券	△157,814
合計	△157,814

※「計算期間」とは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成29年７月26日から平成30年７月４日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（平成30年１月４日現在）
該当事項はありません。

（平成30年７月４日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自　平成30年１月５日　至　平成30年７月４日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成30年１月４日現在	平成30年７月４日現在
１口当たり純資産額 0.9998円 「１口＝１円（10,000口＝9,998円）」	１口当たり純資産額 0.9996円 「１口＝１円（10,000口＝9,996円）」

（３）附属明細表
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	特殊債券	62 政保道路機構	10,000,000	10,013,530	
	特殊債券	66 政保道路機構	14,000,000	14,049,966	
	特殊債券	67 政保道路機構	11,000,000	11,059,070	
合計　３銘柄			35,000,000	35,122,566	

＜参考＞
当ファンドは、「US REIT Fund Quartet Class A」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、当該受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。
※なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

当ファンドは、2017年3月31日に計算期間が終了し、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠した財務諸表が作成され、現地において独立監査人による財務書類の監査を受けております。
以下の「貸借対照表」、「包括利益計算書」及び「財務諸表に関する注記」は、「US REIT Fund（For Qualified Institutional Investors Only）」に係る2017年3月31日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものです。

貸借対照表

	2017年３月31日現在 （単位：円）	2016年３月31日現在 （単位：円）
資産		
金融資産（公正価値）	686,149,564	599,419,403
現金及び現金同等物	5,160,553	13,510,217
未収金:		
有価証券売却分	9,371,628	17,702,453
受益証券発行分	3,733,506	4,047,885
配当金	1,562,604	1,381,593
資産　計	**705,977,855**	**636,061,551**
負債		
金融負債（公正価値）	1,709,965	-
未払金:		
有価証券購入分	-	15,240,682
受益証券買戻分	13,325,639	13,672,107
カストディー・フィー	1,762,528	3,474,446
管理会社報酬	747,666	3,440,810
仲介手数料	350,951	275,165
投資顧問報酬	312,013	247,474
名義書換代理人報酬	140,324	689,262
その他負債	757,885	780,847
負債　計	**19,106,971**	**37,820,793**
純資産（償還可能受益証券の受益者に帰属する資産額）		
ユニット元本	1,015,895,500	852,845,559
累積損失	(329,024,616)	(254,604,801)
純資産　計	686,870,884	598,240,758
純資産及び負債　計	**705,977,855**	**636,061,551**

包括利益計算書

	2017年３月31日に終了した年度（単位：円）	2016年３月31日に終了した年度（単位：円）
収益		
受取配当金	22,457,812	19,620,748
受取利息	18,324	6,988
金融資産及び金融負債にかかる実現（損）益	136,065,856	(57,227,558)
外国為替取引にかかる実現（損）益	(439,393)	(688,081)
金融資産及び金融負債にかかる未実現（損）益の変動額	(4,994,688)	16,017,997
外国為替換算にかかる未実現（損）益の変動額	(28,815)	73,131
（損）益　計	**153,079,096**	**(22,196,775)**
費用		
カストディーフィー	8,766,621	3,474,446
管理会社報酬	3,977,360	3,440,810
投資顧問報酬	3,335,094	2,267,492
仲介手数料	1,295,187	880,570
信託会社報酬	1,156,879	833,820
取引費用	433,301	635,677
名義書換代理人報酬	227,634	689,262
登録費用	48,138	51,704
設立費用	-	126,079
費用　計	**19,240,214**	**12,399,860**
運用(損)益　計		
sonek		
運用伴う（損）益	**133,838,882**	**(34,596,635)**
源泉徴収税	(6,737,351)	(5,886,226)
包括（損）益（償還可能受益証券の受益者に帰属する純資産の増減）	127,101,531	(40,482,861)

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

財務諸表に関する注記（抜粋）
2017年3月31日現在

重要な会計方針

本財務諸表を作成するにあたり適用された主要な会計方針は以下のとおりである。特に記載のない限り、かかる方針は表示されたすべての期間において一貫して適用されている。本財務諸表は、国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して作成されている。本財務諸表は取得原価法に基づいて作成されており、公正価値で測定される金融資産及び金融負債（デリバティブ金融商品を含む）の再評価により修正されている。IFRSに準拠した財務諸表の作成には一定の重要な会計上の見積りの使用が求められ、受託会社及び運用会社がシリーズ・トラストの会計方針を適用する過程において判断を行うことが要求され

る。IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は、財務諸表の報告日における資産並びに負債の報告額及び偶発負債の開示に影響を及ぼす見積りと仮定を行うことが求められている。実際の結果はかかる見積りと異なる場合がある。

シリーズ・トラストは、投資会社（IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号（2012年）の改訂版）（「改訂」）を適用している。運用会社はシリーズ・トラストが投資会社の定義に当てはまると判断した。

IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の改訂では、投資会社が投資会社の要件を満たす限りにおいて第三者に投資関連サービスを提供してもよい　―　たとえ、当該活動が同投資会社にとって十分大きいとしても　―　と明確にしている。同改訂は、2016年1月1日以降に開始する年度において適用される。初期評価において、シリーズ・トラストが子会社を有していないことを理由として、同改訂がシリーズ・トラストに重要な影響を及ぼさないとされた。

2017年3月31日に終了する年度に公表されているものの未発効の新たな基準、改訂及び解釈指針で早期適用されていないもの

IFRS第9号「金融商品」（2018年1月1日以降に開始する年度において適用される）は、一部の混合契約を含む金融資産及び金融負債を企業がどのように分類及び測定するかを定めている。かかる基準はIAS第39号の規定と比較して、金融資産の分類及び測定のアプローチを改善及び簡素化している。金融負債の分類及び測定に関するIAS第39号の規定の大部分は変更なく引き継がれた。当該基準は、金融資産の分類に対して一貫性のあるアプローチを適用し、IAS第39号の金融資産の多数のカテゴリー（それぞれ固有の分類上の要件を有していた）を置き換えている。シリーズ・トラストは保有する金融資産及び金融負債（ロング及びショートの両方）を、公正価値で測定されるものとして引き続き分類することから、当該基準がシリーズ・トラストの財政状態及びパフォーマンスに重大な影響を及ぼすことは予想していない。

シリーズ・トラストに重大な影響を及ぼすと予想される未発効のその他の基準、解釈指針又は既存の基準の改訂はない。

1 現金及び現金同等物

シリーズ・トラストはすべての現金、外貨及び当初の満期が３ヶ月以内の短期性預金を現金及び現金同等物としてみなしている。

2016年3月31日及び2017年3月31日現在でシリーズ・トラストが保有する現金及び現金同等物の残高は以下のとおりである。

	2017年	2016年
現金	3,400円	-
定期預金	5,157,153円	13,510,217円
	5,160,553円	13,510,217円

2 金融資産及び金融負債

(A)　分類

シリーズ・トラストは金融資産及び金融負債を次のカテゴリーに分類している。

公正価値で測定される金融資産
・売買目的：ストラクチャード・スワップ
・公正価値で測定されるものに指定：有価証券投資

公正価値で測定される金融資産は以下のとおり。

	2017年（公正価値）	2017年（取得原価）
有価証券	686,149,564円	671,442,190円

	2016年（公正価値）	2016年（取得原価）
有価証券	591,333,799円	583,401,406円
ストラクチャード・スワップへの投資	8,085,604円	―
公正価値で測定される金融資産　計	599,419,403円	583,401,406円

償却原価で計上される金融資産
・貸付金及び未収金：現金及び現金同等物、有価証券売却、受益証券発行並びに配当金にかかる未収金

公正価値で測定される金融負債
・売買目的：ストラクチャード・スワップ

公正価値で測定される金融負債は以下のとおり。

	2017年（公正価値）	2017年（取得原価）
ストラクチャード・スワップ	1,709,965円	1,974,100円

償却原価で計上される金融負債

・その他の負債：有価証券購入、受益証券買戻、カストディー・フィー、管理報酬、仲介手数料、投資顧問報酬、名義書換代理人報酬、その他負債にかかる未払金

金融商品は以下の場合に売買目的に分類される。
・主として、短期間に売却又は買戻しを行う目的で取得したか、又は発生した。
・当初認識において、まとめて管理され、かつ最近における実際の短期的な利益確定のパターンの裏付けのあるポートフォリオの一部である。
・デリバティブである。ただし指定され、かつ有効であるヘッジ手段であるものを除く。

支払額が固定されている、あるいは決定可能な非デリバティブ金融資産は、貸付金及び未収金に分類される。ただし、活発な市場において公表価格があるもの、あるいは信用リスクの悪化以外の理由により、保有者が実質的にすべての初期投資を回収できない可能性のある資産である場合を除く。

(B) 認識／認識の中止
シリーズ・トラストは、金融資産及び金融負債を当該金融商品の契約条項の当事者になった日において認識する。通常の売買は約定日、すなわちシリーズ・トラストが有価証券を購入又は売却することを確約した日において認識する。金融商品からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した時点、あるいはシリーズ・トラストが所有にかかるリスクと経済価値を実質的にすべて移転した時点で、金融資産の認識を中止する。

(C) 測定
公正価値で測定される金融資産及び金融負債は、公正価値で当初認識及び事後測定される。当初認識後に、公正価値で測定されるすべての金融資産及び金融負債は公正価値で測定される。「公正価値で測定される金融資産及び金融負債」カテゴリーの公正価値の変動から生じる収益又は損失は、発生した期間の包括利益計算書に表示される。金融商品の売却時の実現損益は、先入先出法に基づき算出される。

公正価値で測定されない金融資産及び金融負債は、実効金利法に基づく償却原価から減損損失がある場合はそれを控除した金額で計上される。当該金融商品の短期／即時の特性により、当該金額は公正価値に近似すると考えられる。

(D) 公正価値の見積り
活発な市場で取引される金融商品（上場市場で取引されるデリバティブ及び売買目的有価証券等）の公正価値は、報告日の市場取引の終値に基づく。公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却することにより受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいう。負債の公正価値にはその不履行リスクが反映される。市場公表価格を容易に入手できない有価証券又はその他の資産は、受託会社が運用会社の助言を得て採用した手続きに従って誠実に決定した公正価値で測定される。結果として生じる未実現損益は包括利益計算書に反映される。

ストラクチャード・スワップへの投資：
受託会社は、シリーズ・トラストの受託会社として、クレディ・スイス・インターナショナル（「ストラクチャード・スワップ取引相手」）と、シリーズ・トラストの口座に対するオーバーレイのパフォーマンスと連動したストラクチャード・スワップ契約を締結した。ストラクチャード・スワップの約定日は2015年7月7日（「約定日」）であり、ストラクチャード・スワップは米ドル建てのストラクチャーである（ストラクチャード・スワップ取引相手の裁量によって延長される場合がある。）。

公正価値は、株式オプション・オーバーレイ、為替オプション・オーバーレイ並びに為替先渡取引のパフォーマンスを参照して算出される。ストラクチャード・スワップの価額は、これらオーバーレイの公正価値に基づく。

上場有価証券への投資：
公正価値は、貸借対照表日付における公認の証券取引所での公表市場価格に基づくか、あるいは証券取引所で取引されていない商品の場合は著名なブローカー／取引相手から入手し、将来の見積り売却コストは控除しない。

3 金融商品の相殺
金融資産及び金融負債は、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ純額で決済する意図あるいは資産の売却と負債の清算を同時に実行する意図が存在する場合にのみ相殺され、貸借対照表において純額で表示される。2016年3月31現在及び2017年3月31日現在、全ての金融資産と金融負債総額で表示されている。

4 有価証券売却にかかる未収金及び有価証券購入にかかる未払金
有価証券売却にかかる未収金及び有価証券購入にかかる未払金は、貸借対照表日付において約定済みであるが決済されていない取引を表している。当該金額は、公正価値で当初認識及び事後測定され、有価証券売却にかかる未収金については減損引当金を控除する。減損損失引当金は、シリーズ・トラストが有価証券売却にかかる未収金を全額回収できないという客観的証拠がある場合に設定される。取引相手の著しい経営不振、取引相手が破産又はその他の財務再建に陥る可能性、あるいは支払い不履行は、有価証券売却にかかる未収金の減損を示す兆候とみなされる。

5 費用
費用は発生主義で包括利益計算書に認識される。

6 外貨換算

（A） 機能及び表示通貨

シリーズ・トラストのパフォーマンスは円建てで測定され投資家に報告される。受託会社は日本円が裏付け資産の取引、事象、状況の経済的影響を最も忠実に表す通貨であると思慮する。財務諸表は、シリーズ・トラストの機能通貨及び表示通貨である日本円で表示されている。

（B） 取引及び残高

外貨建ての金融資産及び金融負債は評価日において日本円に換算される。外貨建ての金融資産及び金融負債の売買、受益証券の発行及び買戻、並びに外貨建ての収益及び費用項目は取引日において日本円に換算される。

公正価値で測定される金融資産及び金融負債にかかる為替レートの変動から生じる、計上された実現及び未実現の為替差損益は、包括利益計算書の金融資産及び金融負債にかかる実現損益、金融資産及び金融負債にかかる未実現損益の変動額に含まれる。

取引、外貨換算にかかる実現及び未実現の増価/減価は、包括利益計算書に別途開示される。

7 分配

シリーズ・トラストは、受益者に対して毎月分配金を支払うことを現在の方針としている。すべての分配金は、かかる分配金に義務付けられる源泉徴収税又はその他の支払うべき税を控除して支払われる。すべての分配金は、受益者に対して実際に支払われる代わりに、同一クラスの受益証券の追加購入に充てられる。

分配日に支払われる分配金は、他の要因の中でも特に毎月の受益証券当たりのキャピタル・ゲインの見積りに応じて、運用会社の単独の裁量によって決定される。運用会社は、適切であると判断される状況においては、当該受益証券のある月の分配金の支払いを実施しないことを選択する場合がある。運用会社がかかる選択を行う状況には、かかる選択を行うことが妥当であると単独の裁量によって運用会社が判断するほどに受益証券の前月のパフォーマンスがマイナスであった、又はアンダーパフォームであった場合等があるがそれに限定されない。

2016年3月31日及び2017年3月31日に終了した年度において公表され支払われた分配金は以下のとおりである。

	2017年合計	2016年合計
カルテット　クラスAユニット	201,521,346円	214,121,940円

8 受益証券の買戻

シリーズ・トラストは、受益者が買い戻しを請求する権利を持つ償還可能受益証券を有している。受益者は買戻日に受託会社に対し買戻請求ができる。シリーズ・トラストはIAS第32号（改訂）「金融商品：表示」に従って、プッタブル商品を負債に分類している。同改訂では金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品は、特定の厳密な要件を満たした場合には資本に分類することが要求されている。かかる要件には以下が含まれる。

・プッタブル商品が純資産の持分に比例する権利を受益者に与えていること
・プッタブル商品は最劣後のクラスであり、クラス特性が同一であること
・金融商品を買戻す発行者の義務を除き、現金又は他の金融資産を引き渡す契約上の義務がないこと
・存続期間におけるプッタブル商品からの予想キャッシュ・フローの合計額が、実質的に発行者の損益に基づいていること

シリーズ・トラストの償還可能受益証券は、上記の要件を満たしていることから、2016年3月31日現在及び2017年3月31日現在、資本に分類される。

償還可能受益証券は、シリーズ・トラストの純資産の持分と等価の現金を対価に、いつでもシリーズ・トラストに買い戻しを請求することができる。

償還可能受益証券は、貸借対照表日付において受益者が受益証券をシリーズ・トラストに買戻請求する権利を行使した場合に支払うべき買戻金額で計上される。

償還可能受益証券は、発行時又は買戻時の受益証券当たりのシリーズ・トラストの純資産に基づいて発行又は買い戻しされる。受益証券当たりのシリーズ・トラストの純資産は、償還可能受益証券の各クラスの受益者に帰属する純資産を償還可能受益証券の発行済証券総数で除して算出される。

9 賠償

受託会社及び運用会社は、シリーズ・トラストに代わってさまざまな賠償を含む契約を締結する。これらの契約におけるシリーズ・トラストの最大エクスポージャーは不明である。しかし、シリーズ・トラストはこれらの契約に基づく損失の請求を過去に受けたことはなく、損失リスクの可能性は低いと見込んでいる。

10 受益証券の申し込みにかかる未収金及び受益証券の買い戻しにかかる未払金

受益証券の申し込みにかかる未収金は、貸借対照表日付において受領する金額で計上されている。受益証券の買い戻しにかかる未払金は、貸借対照表日付において支払う金額で計上されている。

11 受取利息、受取配当金及び関連する未収金

受取利息は、実効金利法を用いて期間按分にて認識され、現金及び現金同等物からの受取利息を含む。受取配当金は、配当金の支払いを受領する権利が確定した時点で認識される。

12 租税

トラストは、ケイマン諸島政府から2063年12月2日まで現地における一切の所得、利益及びキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点でケイマン諸島においてこれらに対する課税はない。

シリーズ・トラストは現在、特定の国において投資収益及びキャピタル・ゲインに対して源泉徴収税が課されている。その場合の収益及びキャピタル・ゲインは包括利益計算書において源泉徴収税を含めた総額で計上される。源泉徴収税は包括利益計算書において個別項目として表示される。

2016年3月31日及び2017年3月31日に終了した年度において、以下の税金を支払った。

	2017年	2016年
配当にかかる源泉徴収税	6,737,351円	5,886,226円

シリーズ・トラストはケイマン諸島以外の国々の有価証券にも投資している。これらの国々の多くでは、シリーズ・トラストを含む非居住者はキャピタル・ゲイン税が適用される可能性を税法で定めている。これらのキャピタル・ゲイン税は自己申告することが義務付けられていることから、シリーズ・トラストのブローカーが同様の税を源泉徴収することはない。

IAS第12号「法人所得税」に従い、外国の税法が、その国の税務当局が一切の事実及び状況を熟知していると仮定して、その国を源泉とするシリーズ・トラストのキャピタル・ゲインに対して租税債務の算出を要求する可能性が高い場合に、シリーズ・トラストが租税債務を認識することが要求されている。

租税債務は、報告年度の末日時点で制定又は実質的に制定されている税法及び税率に基づいて該当する税務当局に支払うと予想される金額で測定される。制定された税法がオフショア投資シリーズ・トラストにどのように適用されるかについては、時として不確実性が伴う。そのため租税債務がシリーズ・トラストによって最終的に支払われるか否かについて不確実性が生じる。従って、不確実な租税債務の測定に際し、経営陣はその時点で入手できる納税の可能性に影響を及ぼしかねないすべての関連する事実及び状況（税務当局の公式及び非公式の慣行を含む）を考慮する。

2016年3月31日及び2017年3月31日現在、受託会社はシリーズ・トラストの財務諸表において未認識の税制上の優遇に対して計上すべき債務はないと判断した。これは受託会社の最善の見積りである一方で、シリーズ・トラストが得たキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が税の徴収を試みるリスクは残る。税の徴収は事前通告なしに、恐らく遡及的に行われる可能性があり、シリーズ・トラストに損失が生じる可能性がある。

13 取引費用

取引費用は、公正価値で測定される金融資産又は金融負債の取得又は処分により生じるコストである。取引費用は、発生時に、包括利益計算書で費用として直ちに認識される。2016年3月31日に終了した年度及びに2017年3月31日に終了した年度において、シリーズ・トラストはそれぞれ635,677円及び433,301円の取引費用を計上した。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】
（平成30年７月末現在）

米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）

Ⅰ　資産総額	453,445,533　円
Ⅱ　負債総額	1,136,937　円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	452,308,596　円
Ⅳ　発行済数量	860,349,472　口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5257　円

（参考）マネー・マネジメント・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	49,242,671　円
Ⅱ　負債総額	5,119　円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	49,237,552　円
Ⅳ　発行済数量	49,259,825　口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9995　円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換手続など
該当事項はありません。

２　受益者名簿
作成しません。

３　受益者に対する特典
ありません。

４　受益権の譲渡
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

５　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６　受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

8　質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（2019年4月1日現在（予定））

イ　資本金の額および株式数

資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

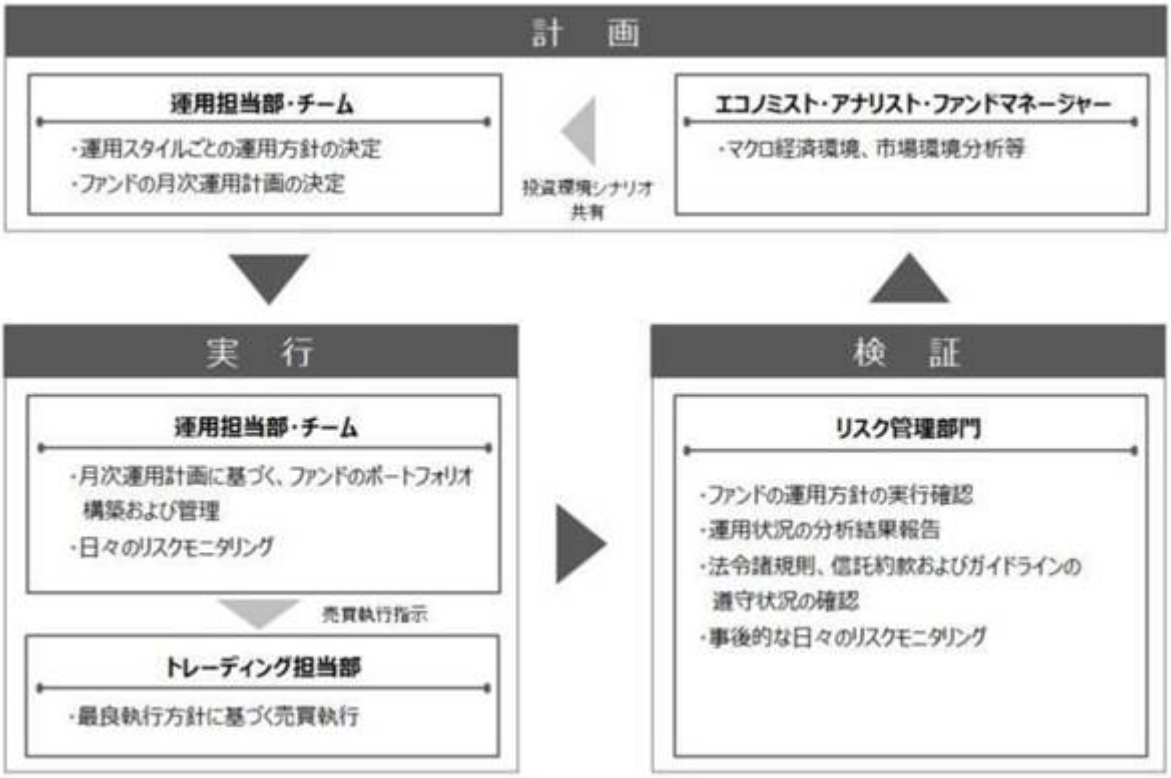

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

委託会社は、2019年４月１日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に変更する予定です。

2018年12月28日現在における三井住友アセットマネジメント株式会社が委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本　数(本)	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	460	5,571,176,784,447
単位型株式投資信託	91	431,508,495,114
追加型公社債投資信託	1	28,472,849,546
単位型公社債投資信託	112	295,752,952,848
合　計	664	6,326,911,081,955

（ご参考）

2018年12月28日現在における大和住銀投信投資顧問株式会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本　数(本)	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	301	2,867,526,432,105

単位型株式投資信託	21	61,775,199,662
追加型公社債投資信託	-	-
単位型公社債投資信託	75	259,990,904,734
合　計	397	3,189,292,536,501

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2　当社は、第33期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第34期中間会計期間（平成30年４月１日から平成30年９月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年４月１日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に変更する予定です。
委託会社の財務諸表及び中間財務諸表に続き、大和住銀投信投資顧問株式会社の第46期事業年度の財務諸表及び第47期中間会計期間の中間財務諸表を参考情報として記載しております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 （平成29年３月31日）	当事業年度 （平成30年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,279,384	20,873,870
顧客分別金信託	20,008	20,010

前払費用		351,526	402,249
未収入金		40,544	39,030
未収委託者報酬		5,511,715	6,332,203
未収運用受託報酬		1,297,104	1,725,215
未収投資助言報酬		343,523	316,407
未収収益		20,789	50,321
繰延税金資産		482,535	715,988
その他の流動資産		5,560	10,891
流動資産合計		21,352,691	30,486,188
固定資産			
有形固定資産	※１		
建物		198,767	185,371
器具備品		261,096	300,694
有形固定資産合計		459,864	486,065
無形固定資産			
ソフトウェア		493,806	409,765
ソフトウェア仮勘定		141,025	5,755
電話加入権		68	56
商標権		3	-
無形固定資産合計		634,903	415,576
投資その他の資産			
投資有価証券		12,098,372	10,616,594
関係会社株式		10,412,523	10,412,523
長期差入保証金		677,681	658,505
長期前払費用		61,282	69,423
会員権		7,819	7,819
繰延税金資産		871,577	678,459
投資その他の資産合計		24,129,257	22,443,325
固定資産合計		25,224,025	23,344,968
資産合計		46,576,717	53,831,157

(単位：千円)

	前事業年度 （平成29年３月31日）	当事業年度 （平成30年３月31日）
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	304	84
その他の預り金	80,380	92,326
未払金		
未払収益分配金	655	649

未払償還金	140,124	137,522
未払手数料	2,424,318	2,783,763
その他未払金	52,903	236,739
未払費用	2,564,625	3,433,641
未払消費税等	160,571	547,706
未払法人税等	661,467	1,785,341
賞与引当金	1,001,068	1,507,256
その他の流動負債	445	1,408
流動負債合計	7,086,864	10,526,438
固定負債		
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830
賞与引当金	40,167	99,721
その他の固定負債	2,174	3,363
固定負債合計	3,219,473	3,422,915
負債合計	10,306,337	13,949,354
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	23,493,074	26,561,078
利益剰余金合計	25,314,279	28,382,283
株主資本計	35,943,263	39,011,267
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	327,116	870,535
評価・換算差額等合計	327,116	870,535
純資産合計	36,270,379	39,881,802
負債・純資産合計	46,576,717	53,831,157

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）	当事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	31,628,014	36,538,981
運用受託報酬	5,649,190	8,362,118
投資助言報酬	1,726,511	1,440,233
その他営業収益		
情報提供コンサルタント		
業務報酬	5,000	5,000
サービス支援手数料	61,268	128,324
その他	54,261	55,820
営業収益計	39,124,246	46,530,479
営業費用		
支払手数料	14,908,517	16,961,384
広告宣伝費	366,227	353,971
公告費	1,140	1,140
調査費		
調査費	1,325,978	1,654,233
委託調査費	4,343,104	5,972,473
営業雑経費		
通信費	46,030	40,066
印刷費	338,254	339,048
協会費	21,669	-
諸会費	20,054	45,465
情報機器関連費	2,516,497	2,582,734
販売促進費	24,896	34,333
その他	149,177	136,669
営業費用合計	24,061,549	28,121,520
一般管理費		
給料		
役員報酬	225,885	196,529
給料・手当	6,121,741	6,190,716
賞与	610,533	601,375
賞与引当金繰入額	989,925	1,566,810
交際費	23,136	25,709
事務委託費	317,928	256,413
旅費交通費	229,248	220,569
租税公課	268,527	282,036
不動産賃借料	622,662	654,286
退職給付費用	423,954	419,884
固定資産減価償却費	384,068	329,756

諸経費		335,840	285,490
一般管理費合計		10,553,451	11,029,580
営業利益		4,509,246	7,379,378
営業外収益			
受取配当金	※１	106,651	51,335
受取利息	※１	745	520
時効成立分配金・償還金		1,721	2,622
原稿・講演料		1,474	894
雑収入		12,592	10,669
営業外収益合計		123,184	66,042
営業外費用			
為替差損		9,737	5,125
雑損失		1,084	913
営業外費用合計		10,821	6,038
経常利益		4,621,608	7,439,383
特別利益			
投資有価証券償還益		353,462	61,842
投資有価証券売却益		2,579	30,980
特別利益合計		356,041	92,822
特別損失			
固定資産除却損	※２	8,157	354,695
投資有価証券償還損		43,644	141,666
投資有価証券売却損		15,012	9,634
ゴルフ会員権売却損		3,894	-
事務所移転費用		21,175	-
特別損失合計		91,884	505,996
税引前当期純利益		4,885,765	7,026,209
法人税、住民税及び事業税		1,391,996	2,350,891
法人税等調整額		△ 25,454	△ 280,166
法人税等合計		1,366,541	2,070,725
当期純利益		3,519,223	4,955,483

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999
当期変動額									
剰余金の配当							△ 2,010,960	△ 2,010,960	△ 2,010,960
当期純利益							3,519,223	3,519,223	3,519,223
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	―	―	―	―	―	―	1,508,263	1,508,263	1,508,263
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	517,775	517,775	34,952,774
当期変動額			
剰余金の配当			△ 2,010,960
当期純利益			3,519,223
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 190,658	△ 190,658	△ 190,658
当期変動額合計	△ 190,658	△ 190,658	1,317,604
当期末残高	327,116	327,116	36,270,379

当事業年度（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263
当期変動額									
剰余金の配当							△ 1,887,480	△ 1,887,480	△ 1,887,480
当期純利益							4,955,483	4,955,483	4,955,483
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	―	―	―	―	―	―	3,068,003	3,068,003	3,068,003
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078	28,382,283	39,011,267

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327,116	327,116	36,270,379
当期変動額			
剰余金の配当			△ 1,887,480
当期純利益			4,955,483
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	870,535	870,535	39,881,802

注記事項

(重要な会計方針)

１.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)満期保有目的の債券

償却原価法

(2)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３～50年

器具備品　　３～20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３.引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年３月31日)	当事業年度 (平成30年３月31日)
建物	291,976 千円	312,784千円
器具備品	651,918千円	768,929千円

２　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年３月31日)	当事業年度 (平成30年３月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

３　保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年６月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年３月31日)	当事業年度 (平成30年３月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York)Inc.	256,031千円	204,923千円

(損益計算書関係)

※１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 （自 平成28年４月 １日 至 平成29年３月31日）	当事業年度 （自 平成29年４月 １日 至 平成30年３月31日）
受取配当金	106,640千円	－ 千円
受取利息	18千円	－ 千円

※２　固定資産除却損

	前事業年度 （自 平成28年４月 １日 至 平成29年３月31日）	当事業年度 （自 平成29年４月 １日 至 平成30年３月31日）
建物	6,952千円	－ 千円
器具備品	1,204千円	0 千円
ソフトウェア	－ 千円	9,000千円
ソフトウェア仮勘定	－ 千円	345,695千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	－	－	17,640株

２.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年６月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 ３月31日	平成28年 ６月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成29年６月27日開催の第32回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日

平成29年６月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,887,480	107,000	平成29年 ３月31日	平成29年 ６月28日

当事業年度(自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	―	―	17,640株

２.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年６月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000	平成29年 ３月31日	平成29年 ６月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成30年６月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年６月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成30年 ３月31日	平成30年 ６月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （平成29年３月31日）	当事業年度 （平成30年３月31日）
１年以内	626,698	208,187
１年超	191,491	42,916
合計	818,190	251,104

(金融商品関係)

１.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて１年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注２）参照）。

前事業年度（平成29年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額

(1)現金及び預金	13,279,384	13,279,384	―
(2)顧客分別金信託	20,008	20,008	―
(3)未収委託者報酬	5,511,715	5,511,715	―
(4)未収運用受託報酬	1,297,104	1,297,104	―
(5)未収投資助言報酬	343,523	343,523	―
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	12,098,074	12,098,074	―
(7)長期差入保証金	677,681	677,681	―
資産計	33,227,492	33,227,492	―
(1)顧客からの預り金	304	304	―
(2)未払手数料	2,424,318	2,424,318	―
負債計	2,424,622	2,424,622	―

当事業年度（平成30年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,873,870	20,873,870	―
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	―
(3)未収委託者報酬	6,332,203	6,332,203	―
(4)未収運用受託報酬	1,725,215	1,725,215	―
(5)未収投資助言報酬	316,407	316,407	―
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	10,616,296	10,616,296	―
(7)長期差入保証金	658,505	658,505	―
資産計	40,542,507	40,542,507	―
(1)顧客からの預り金	84	84	―
(2)未払手数料	2,783,763	2,783,763	―
負債計	2,783,847	2,783,847	―

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負　債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度 （平成29年３月31日）	当事業年度 （平成30年３月31日）
その他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,412,523
合計	10,412,523	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注３)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,279,384	―	―	―
顧客分別金信託	20,008	―	―	―
未収委託者報酬	5,511,715	―	―	―
未収運用受託報酬	1,297,104	―	―	―
未収投資助言報酬	343,523	―	―	―
長期差入保証金	31,201	646,480	―	―
合計	20,482,937	646,480	―	―

当事業年度（平成30年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,873,870	―	―	―
顧客分別金信託	20,010	―	―	―
未収委託者報酬	6,332,203	―	―	―
未収運用受託報酬	1,725,215	―	―	―
未収投資助言報酬	316,407	―	―	―
長期差入保証金	602,360	56,144	―	―
合計	29,870,067	56,144	―	―

(有価証券関係)

１.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成29年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２.その他有価証券

前事業年度（平成29年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,921,829	4,267,927	653,902
小計	4,921,829	4,267,927	653,902
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,176,244	7,358,662	△182,417
小計	7,176,244	7,358,662	△182,417
合計	12,098,074	11,626,589	471,485

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,366,669	6,046,232	1,320,437
小計	7,366,669	6,046,232	1,320,437
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,249,626	3,315,328	△65,701
小計	3,249,626	3,315,328	△65,701
合計	10,616,296	9,361,560	1,254,735

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
228,204	2,579	15,012

当事業年度(自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
532,099	30,980	9,634

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成28年４月 １日 至 平成29年３月31日）	当事業年度 （自 平成29年４月１ 日 至 平成30年３月31日）
退職給付債務の期首残高	3,028,212	3,177,131
勤務費用	280,524	285,715
利息費用	―	2,922
数理計算上の差異の発生額	△15,494	△51,212
退職給付の支払額	△116,111	△94,727
退職給付債務の期末残高	3,177,131	3,319,830

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （平成29年３月31日）	当事業年度 （平成30年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	3,177,131	3,319,830
未認識数理計算上の差異	―	―
未認識過去勤務費用	―	―
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成28年４月 １日 至 平成29年３月31日）	当事業年度 （自 平成29年４月 １日 至 平成30年３月31日）
勤務費用	280,524	285,715
利息費用	-	2,922
数理計算上の差異の費用処理額	△15,494	△51,212

その他	158,924	182,458
確定給付制度に係る退職給付費用	423,954	419,884

（注）その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 （自 平成28年４月 １日 至 平成29年３月31日）	当事業年度 （自 平成29年４月 １日 至 平成30年３月31日）
割引率	0.092%	0.000%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度137,310千円、当事業年度147,195千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成29年３月31日）	当事業年度 （平成30年３月31日）
流動の部		
繰延税金資産		
賞与引当金	308,929	461,521
調査費	79,381	90,509
未払金	45,745	59,821
未払事業税	46,406	102,103
その他	2,071	2,032
繰延税金資産合計	482,535	715,988
固定の部		
繰延税金資産		
退職給付引当金	972,837	1,016,532
ソフトウェア償却	18,718	11,289
賞与引当金	12,299	30,534
投資有価証券評価損	95	95
その他	14,592	6,805
繰延税金資産小計	1,018,544	1,065,256
評価性引当額	△2,597	△2,597
繰延税金資産合計	1,015,946	1,062,659
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	144,368	384,200

繰延税金負債合計	144,368	384,200
繰延税金資産の純額	1,354,113	1,394,447

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成29年３月31日）	当事業年度 （平成30年３月31日）
法定実効税率	30.8%	30.8%
（調整）		
評価性引当額の増減	△0.1	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.8	-
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	△2.2	△1.9
その他	△0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9	29.4

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	31,628,014	5,649,190	1,726,511	120,529	39,124,246

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1)子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	SumitomoMitsui AssetManagement (HongKong)Limited	Hong Kong	5,000,000（ホンコンドル）	投資運用業	% (所有) 直接100	投信の助言業務 役員の兼任	剰余金の配当	106,640	―	―

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

(2)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% ―	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,737,677	未払手数料	489,567
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% ―	投信の販売委託	委託販売手数料	5,485,934	未払手数料	862,697

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。
3. ㈱三井住友銀行の属性が、平成28年７月29日付けで、「その他の関係会社」より「親会社」、平成28年10月１日付けで「親会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社」及び「親会社」であった期間の取引金額が含まれております。
4. SMBC日興証券㈱の属性が、平成28年10月１日付けで、「その他の関係会社の子会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。
なお、取引金額の中には、「その他の関係会社の子会社」であった期間の取引金額が含まれております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% ―	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,761,066	未払手数料	429,436
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% ―	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	5,685,815	未払手数料	953,752

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記
株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(１株当たり情報)

	前事業年度（自 平成28年４月 １日 至 平成29年３月31日）	当事業年度（自 平成29年４月 １日 至 平成30年３月31日）
１株当たり純資産額	2,056,143.98円	2,260,873.18円
１株当たり当期純利益金額	199,502.47円	280,923.11円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度（自 平成28年４月 １日 至 平成29年３月31日）	当事業年度（自 平成29年４月 １日 至 平成30年３月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	3,519,223	4,955,483
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	3,519,223	4,955,483
期中平均株式数（株）	17,640	17,640

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年５月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

		第34期中間会計期間 （平成30年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		19,085,678
顧客分別金信託		20,010
前払費用		414,616
未収委託者報酬		7,225,367
未収運用受託報酬		1,541,190
未収投資助言報酬		306,565
未収収益		51,614
その他		53,465
流動資産合計		28,698,508
固定資産		
有形固定資産	※１	508,186
無形固定資産		437,397
投資その他の資産		
投資有価証券		9,519,317
関係会社株式		10,412,523
繰延税金資産		1,364,662
その他		1,500,406
投資その他の資産合計		22,796,910
固定資産合計		23,742,493
資産合計		52,441,002
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		649
その他の預り金		116,730
未払金		3,491,463
未払費用		3,428,351
未払法人税等		1,080,277
前受収益		8,509
賞与引当金		1,233,571
その他	※２	228,340
流動負債合計		9,587,893

固定負債	
退職給付引当金	3,435,254
賞与引当金	41,631
その他	1,383
固定負債合計	3,478,268
負債合計	13,066,162
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	26,222,740
利益剰余金合計	28,043,944
株主資本合計	38,672,928
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	701,911
評価・換算差額等合計	701,911
純資産合計	39,374,840
負債純資産合計	52,441,002

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

		第34期中間会計期間 （自　平成30年４月１日 至　平成30年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		20,003,107
運用受託報酬		3,216,910
投資助言報酬		696,543
その他の営業収益		117,677
営業収益計		24,034,239
営業費用		15,495,987
一般管理費	※１	5,200,633
営業利益		3,337,618
営業外収益	※２	13,622
営業外費用	※３	10,296

経常利益		3,340,944
特別利益	※４	293,441
特別損失	※５	35,355
税引前中間純利益		3,599,031
法人税、住民税及び事業税		1,010,764
法人税等調整額		104,205
法人税等合計		1,114,969
中間純利益		2,484,061

(3)中間株主資本等変動計算書

第34期中間会計期間（自　平成30年４月１日　至　平成30年９月30日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078	28,382,283	39,011,267
当中間期変動額									
剰余金の配当							△ 2,822,400	△ 2,822,400	△ 2,822,400
中間純利益							2,484,061	2,484,061	2,484,061
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△ 338,338	△ 338,338	△ 338,338
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,222,740	28,043,944	38,672,928

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	870,535	870,535	39,881,802
当中間期変動額			
剰余金の配当			△ 2,822,400
中間純利益			2,484,061
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 168,624	△ 168,624	△ 168,624
当中間期変動額合計	△ 168,624	△ 168,624	△ 506,962
当中間期末残高	701,911	701,911	39,374,840

注記事項

（重要な会計方針）
１．資産の評価基準及び評価方法
(1)有価証券

①子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
②その他有価証券
時価のあるもの
中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産
定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　３～50年
器具備品　３～20年

(2)無形固定資産
定額法によっております。
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準
(1)賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金
従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（表示方法の変更）
「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（中間貸借対照表関係）

第34期中間会計期間 （平成30年９月30日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額 1,162,157千円
※２．消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
３．当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　－ 差引額　10,000,000千円

４．当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年６月までの賃借料総額198,989千円の支払保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第34期中間会計期間 （自　平成30年４月１日　至　平成30年９月30日）
※１．減価償却実施額 有形固定資産　80,772千円 無形固定資産　84,457千円
※２．営業外収益のうち主要なもの 雑益　13,281千円
※３．営業外費用のうち主要なもの 為替差損　10,293千円
※４．特別利益のうち主要なもの 投資有価証券償還益　289,451千円 投資有価証券売却益　3,990千円
※５．特別損失のうち主要なもの 合併関連費用　23,103千円 合併関連費用は、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用等であります。 投資有価証券売却損　12,101千円

（中間株主資本等変動計算書関係）
第34期中間会計期間（自　平成30年４月１日　至　平成30年９月30日）
１．発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	17,640株	―	―	17,640株

２．剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年６月26日定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成30年３月31日	平成30年６月27日

（リース取引関係）

第34期中間会計期間 （自　平成30年４月１日　至　平成30年９月30日）
１．オペレーティング・リース取引 （借主側） 未経過リース料（解約不能のもの） １年以内　595,231千円 １年超　3,853,814千円 合　計　4,449,045千円

（金融商品関係）
１．金融商品の時価等に関する事項
第34期中間会計期間（平成30年９月30日）
平成30年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額

(1)現金及び預金	19,085,678	19,085,678	―
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	―
(3)未収委託者報酬	7,225,367	7,225,367	―
(4)未収運用受託報酬	1,541,190	1,541,190	―
(5)未収投資助言報酬	306,565	306,565	―
(6)投資有価証券 ①その他有価証券	9,519,019	9,519,019	―
(7)投資その他の資産 ①長期差入保証金	1,434,365	1,434,365	―
資産計	39,132,197	39,132,197	―
(1)顧客からの預り金	649	649	―
(2)未払金 ①未払手数料	3,310,988	3,310,988	―
負債計	3,311,637	3,311,637	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

①その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(7)投資その他の資産

①長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1)顧客からの預り金、及び(2)未払金①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	298
合計	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523
合計	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

第34期中間会計期間（平成30年９月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額

(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	6,621,299	5,533,700	1,087,599
小計	6,621,299	5,533,700	1,087,599
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,897,719	2,973,628	△75,908
小計	2,897,719	2,973,628	△75,908
合計	9,519,019	8,507,328	1,011,691

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額　298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第34期中間会計期間（自　平成30年４月１日　至　平成30年９月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	20,003,107	3,216,910	696,543	117,677	24,034,239

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第34期中間会計期間 （自　平成30年４月１日　至　平成30年９月30日）
１株当たり純資産額　2,232円13銭 １株当たり中間純利益　140円81銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）当社は、平成30年11月１日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり中間純利益を算定しております。 １株当たり純資産額の算定上の基礎 中間貸借対照表の純資産の部の合計額　39,374,840千円 普通株式に係る純資産額　39,374,840千円 普通株式の発行済株式数　17,640株 １株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数　17,640,000株 １株当たり中間純利益の算定上の基礎 中間損益計算書上の中間純利益　2,484,061千円 普通株式に係る中間純利益　2,484,061千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　17,640株 １株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数　17,640,000株

（追加情報）

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間での合併契約の締結について

当社は、平成30年９月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社(以下「大和住銀」)との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。また、平成30年10月31日に当社臨時株主総会において当該合併契約の承認を得ております。

１．企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　大和住銀投信投資顧問株式会社
事業の内容　投資運用業、投資助言・代理業等

(2)企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3)企業結合日

平成31年４月１日（予定）

(4)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5)結合後企業の名称

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日)の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

２．合併比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

(1)合併比率

大和住銀の普通株式１株に対し、当社の普通株式4.2156株を割当て交付いたします。

(2)合併比率の算定方法

当社はＥＹトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社を、大和住銀はＰｗＣアドバイザリー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であるとの判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付予定の株式数

普通株式：16,230,060株

（重要な後発事象）

株式分割

当社は、平成30年９月28日開催の取締役会決議に基づき、平成30年11月１日付で株式分割を行っております。

１．株式分割の目的

合併に伴い株主の議決権割合が変更となる見込みであり、円滑に変更手続きを行うために株式分割を行っております。

２．株式分割の概要

(1)分割の方法

平成30年10月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式１株につき、1,000株の割合をもって分割しております。

(2)分割により増加した株式数

①株式分割前の発行済株式総数	17,640株
②今回の分割により増加した株式数	17,622,360株
③株式分割後の発行済株式数	17,640,000株
④株式分割後の発行可能株式総数	60,000,000株

(3)株式分割の日程

①基準日公告日	平成30年10月12日
②基準日	平成30年10月31日
③効力発生日	平成30年11月１日

(4)１株当たり情報に及ぼす影響

１株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

（参考）大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

※当該（参考）において大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

１．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号。）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第46期事業年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）の財務諸表及び、第47期中間会計期間（平成30年４月１日から平成30年９月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 6 月 5 日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯田浩司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅津広　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成30年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年５月11日付にて、会社及び三井住友アセットマネジメント株式会社の主要株主が、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社との合併に関する基本合意書を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 30 年 12 月 3日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　板　田　浩　司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　栄　裕　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第47期事業年度の中間会計期間（平成30年４月１日から平成30年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成30年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年４月１日から平成30年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項
追加情報に記載されているとおり、会社は、平成30年９月27日開催の会社の取締役会において、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、平成30年９月28日付で締結した。また、平成30年10月31日に会社の臨時株主総会において当該合併契約の承認を得ている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

（１）貸借対照表

（単位：千円）

	第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
資産の部		

流動資産			
現金・預金		21,770,643	21,360,895
前払費用		206,930	204,460
未収入金		7,453	12,823
未収委託者報酬		3,291,565	3,363,312
未収運用受託報酬		912,489	1,198,432
未収収益		50,722	41,310
繰延税金資産		447,651	504,497
その他		428	7,553
流動資産計		26,687,885	26,693,285
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	110,298	75,557
器具備品	※1	66,464	122,169
土地		710	710
リース資産	※1	10,562	7,275
有形固定資産計		188,035	205,712
無形固定資産			
ソフトウエア		96,732	73,887
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		109,439	86,593
投資その他の資産			
投資有価証券		6,783,747	10,257,600
関係会社株式		956,115	956,115
従業員長期貸付金		1,546	1,170
長期差入保証金		511,637	534,699
出資金		82,660	82,660
繰延税金資産		523,217	536,754
その他		192	―
貸倒引当金		△20,750	△20,750
投資その他の資産計		8,838,366	12,348,249
固定資産計		9,135,840	12,640,555
資産合計		35,823,726	39,333,840

(単位：千円)

	第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
負債の部		
流動負債		

リース債務	3,524	3,143
未払金	61,012	29,207
未払手数料	1,419,878	1,434,393
未払費用	1,150,008	1,287,722
未払法人税等	459,723	1,397,293
未払消費税等	26,700	135,042
賞与引当金	1,251,100	1,263,100
役員賞与引当金	82,900	85,600
その他	46,283	23,128
流動負債計	4,501,131	5,658,632
固定負債		
リース債務	7,841	4,698
退職給付引当金	1,482,500	1,540,203
役員退職慰労引当金	93,560	88,050
固定負債計	1,583,902	1,632,952
負債合計	6,085,034	7,291,585

(単位：千円)

	第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	26,100,773	28,387,042
利益剰余金合計	27,544,504	29,830,773
株主資本合計	29,700,773	31,987,042
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	37,917	55,213
評価・換算差額等合計	37,917	55,213
純資産合計	29,738,691	32,042,255

負債純資産合計	35,823,726	39,333,840

（２）損益計算書　　（単位：千円）

	第45期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）	第46期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	4,371,647	5,111,757
委託者報酬	28,124,470	26,383,145
その他営業収益	64,558	82,997
営業収益計	32,560,677	31,577,899
営業費用		
支払手数料	13,056,474	11,900,832
広告宣伝費	169,346	93,131
公告費	2,915	―
調査費		
調査費	1,331,709	1,637,364
委託調査費	3,213,013	2,959,680
委託計算費	137,135	79,120
営業雑経費		
通信費	39,943	42,497
印刷費	501,370	517,371
協会費	24,788	24,374
諸会費	2,492	3,778
その他	109,609	122,930
営業費用計	18,588,799	17,381,079
一般管理費		
給料		
役員報酬	209,010	218,127
給料・手当	2,852,929	2,809,008
賞与	129,064	86,028
退職金	32,873	9,864
福利厚生費	639,080	647,269
交際費	22,638	29,121
旅費交通費	142,966	159,224
租税公課	174,826	199,255
不動産賃借料	620,232	622,807
退職給付費用	217,625	219,724
固定資産減価償却費	57,699	71,624
賞与引当金繰入額	1,251,100	1,263,100

役員退職慰労引当金繰入額	38,169	36,130
役員賞与引当金繰入額	80,300	85,500
諸経費	564,747	901,001
一般管理費計	7,033,264	7,357,787
営業利益	6,938,613	6,839,032
営業外収益		
受取配当金	4,517	23,350
受取利息	675	199
投資有価証券売却益	6,051	6,350
業務委託関連引当金戻入	4,000	—
為替差益	123	—
その他	5,690	2,831
営業外収益計	21,058	32,732
営業外費用		
投資有価証券売却損	21,990	5,000
為替差損	—	1,784
その他	113	0
営業外費用計	22,103	6,784
経常利益	6,937,568	6,864,980
税引前当期純利益	6,937,568	6,864,980
法人税、住民税及び事業税	1,881,549	2,242,775
法人税等調整額	225,697	△78,014
法人税等合計	2,107,247	2,164,761
当期純利益	4,830,321	4,700,218

（３）株主資本等変動計算書

第45期　（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752
当期変動額						
剰余金の配当						△2,764,300
当期純利益						4,830,321
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,066,021
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934
当期変動額					
剰余金の配当	△2,764,300	△2,764,300			△2,764,300
当期純利益	4,830,321	4,830,321			4,830,321
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			10,735	10,735	10,735
当期変動額合計	2,066,021	2,066,021	10,735	10,735	2,076,757
当期末残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691

第46期　（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日　　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773
当期変動額						
剰余金の配当						△2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	△2,413,950	△2,413,950			△2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

注記事項
重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15～30年

器具備品　4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）

※1.有形固定資産の減価償却累計額 建物　454,117千円 器具備品　272,531千円 リース資産　10,688千円 2.保証債務 被保証者　従業員 被保証債務の内容　住宅ローン 金額　940千円	※1.有形固定資産の減価償却累計額 建物　465,964千円 器具備品　266,621千円 リース資産　8,719千円 2.保証債務 ―

（株主資本等変動計算書関係）

第45期（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	―	―	3,850
合　　計	3,850	―	―	3,850

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月23日定時株主総会	普通株式	2,764,300	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月23日定時株主総会	普通株式	2,413,950	利益剰余金	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

第46期（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	―	―	3,850
合　　計	3,850	―	―	3,850

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月23日定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月22日定時株主総会	普通株式	2,348,500	利益剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て１年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て１年以内の債務であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2)を参照ください）。

第45期（平成29年3月31日）　(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	21,770,643	21,770,643	―
（2）未収委託者報酬	3,291,565	3,291,565	―
（3）未収運用受託報酬	912,489	912,489	―
（4）未収入金	7,453	7,453	―
（5）投資有価証券			
その他有価証券	6,732,611	6,732,611	―

資産計	32,714,763	32,714,763	―
（1）未払手数料	1,419,878	1,419,878	―
（2）未払費用（*）	891,704	891,704	―
負債計	2,311,583	2,311,583	―

（*）金融商品に該当するものを表示しております。

第46期（平成30年3月31日）　(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	21,360,895	21,360,895	―
（2）未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	―
（3）未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	―
（4）未収入金	12,823	12,823	―
（5）投資有価証券			
その他有価証券	10,206,465	10,206,465	―
資産計	36,141,929	36,141,929	―
（1）未払手数料	1,434,393	1,434,393	―
（2）未払費用（*）	959,074	959,074	―
負債計	2,393,468	2,393,468	―

（*）金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬及び（4）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

（1）未払手数料、及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	第45期（平成29年3月31日）	第46期（平成30年3月31日）
（1）その他有価証券		
非上場株式	51,135	51,135
（2）子会社株式		
非上場株式	956,115	956,115
（3）長期差入保証金	511,637	534,699

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については2.（5）投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第45期（平成29年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超

現金・預金	21,770,643	―	―	―
未収委託者報酬	3,291,565	―	―	―
未収運用受託報酬	912,489	―	―	―
未収入金	7,453	―	―	―
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	―	2,222,381	467,133	―
合計	25,982,151	2,222,381	467,133	―

第46期（平成30年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	―	―	―
未収委託者報酬	3,363,312	―	―	―
未収運用受託報酬	1,198,432	―	―	―
未収入金	12,823	―	―	―
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	―
合計	27,858,863	373,466	657,576	―

（有価証券関係）

1.子会社株式

第45期（平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第46期（平成30年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

第45期（平成29年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,882,464	3,705,555	176,909
小計	3,882,464	3,705,555	176,909
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	2,850,146	2,972,404	△122,257
小計	2,850,146	2,972,404	△122,257
合計	6,732,611	6,677,959	54,652

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第46期（平成30年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	△166,093
小計	7,683,969	7,850,063	△166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

第45期（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,105,918	6,051	21,990

第46期（自 平成29年4月1日　至 平成30年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第45期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）	第46期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,546,322	1,482,500
退職給付費用	149,442	147,235
退職給付の支払額	△213,264	△105,520
その他	―	15,987
退職給付引当金の期末残高	1,482,500	1,540,203

(注) その他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	―	―
年金資産	―	―
	―	―
非積立型制度の退職給付債務	1,482,500	1,540,203
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,482,500	1,540,203
退職給付引当金	1,482,500	1,540,203
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,482,500	1,540,203

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　第45期　149,442千円　　第46期　147,235千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第45期は68,183千円、第46期は72,489千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
(1)流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	12,099	71,030
賞与引当金	386,089	386,761
社会保険料	29,075	30,549
未払事業所税	4,693	4,247
その他	21,191	11,908
繰延税金資産合計	453,148	504,497
繰延税金負債		
その他	△5,496	―
繰延税金負債合計	△5,496	―
繰延税金資産の純額	447,651	504,497
(2)固定資産		
繰延税金資産		
退職給付引当金	454,152	471,610
投資有価証券	67,546	67,546
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	28,748	26,961
その他	57,051	62,550
繰延税金資産小計	618,499	639,668
評価性引当額	△ 78,546	△ 78,546
繰延税金資産合計	539,952	561,121
繰延税金負債		

その他有価証券評価差額金	△ 16,734	△ 24,367
繰延税金負債合計	△ 16,734	△ 24,367
繰延税金資産の純額	523,217	536,754

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第45期及び第46期は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下にあたるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第45期（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	28,124,470	4,371,647	64,558	32,560,677

2.　地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第46期（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2.　地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第45期（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	4,766,199	未払手数料	406,661
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	2,372,960	未払手数料	377,341

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第46期（自 平成29年4月1日　至 平成30年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	3,987,525	未払手数料	573,578

その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	1,969,101	未払手数料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

（１株当たり情報）

	第45期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）	第46期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）
1株当たり純資産額	7,724円34銭	8,322円66銭
1株当たり当期純利益金額	1,254円63銭	1,220円84銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第45期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）	第46期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）
当期純利益(千円)	4,830,321	4,700,218
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	4,830,321	4,700,218
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）

当社と三井住友アセットマネジメント株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付にて、当社及び三井住友アセットマネジメント株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社、及び住友生命保険相互会社が、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

（１）中間貸借対照表　（単位:千円）

	当中間会計期間 （平成30年9月30日）
資産の部	
流動資産	
現金・預金	18,749,227
前払費用	220,062
未収入金	134,890
未収委託者報酬	3,199,531
未収運用受託報酬	1,318,844

未収収益		40,355
その他		3,640
流動資産計		23,666,551
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	304,462
器具備品	※1	106,510
土地		710
リース資産	※1	9,904
有形固定資産計		421,586
無形固定資産		103,187
投資その他の資産		
投資有価証券		11,160,853
関係会社株式		956,115
従業員長期貸付金		1,123
長期差入保証金		534,276
出資金		82,660
繰延税金資産		841,341
その他		945
貸倒引当金		△ 20,750
投資その他の資産計		13,556,564
固定資産計		14,081,338
資産合計		37,747,889

（単位：千円）

	当中間会計期間 （平成30年9月30日）
負債の部	
流動負債	
リース債務	3,727
未払金	66,584
未払手数料	1,372,290
未払費用	1,215,524
未払法人税等	754,735
未払消費税等	145,434
前受収益	43,935
賞与引当金	566,800
役員賞与引当金	36,000
その他	22,639

流動負債計	4,227,672
固定負債	
リース債務	6,965
退職給付引当金	1,574,978
役員退職慰労引当金	100,760
資産除去債務	248,260
固定負債計	1,930,965
負債合計	6,158,637

（単位：千円）

	当中間会計期間 （平成30年9月30日）
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	156,268
資本剰余金合計	156,268
利益剰余金	
利益準備金	343,731
その他利益剰余金	
別途積立金	1,100,000
繰越利益剰余金	27,961,448
利益剰余金合計	29,405,179
株主資本合計	31,561,448
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	27,803
評価・換算差額等合計	27,803
純資産合計	31,589,252
負債純資産合計	37,747,889

（２）中間損益計算書　（単位:千円）

	当中間会計期間 （自 平成30年4月1日　至 平成30年9月30日）
営業収益	
委託者報酬	12,879,465
運用受託報酬	2,302,085

その他営業収益		34,382
営業収益計		15,215,933
営業費用		8,779,487
一般管理費	※1	3,616,813
営業利益		2,819,632
営業外収益		
受取配当金		14,987
受取利息		89
投資有価証券売却益		4,775
雑収入		635
営業外収益計		20,488
営業外費用		
投資有価証券売却損		4,300
為替差損		224
その他		389
営業外費用計		4,914
経常利益		2,835,206
特別損失	※2	21,700
税引前中間純利益		2,813,506
法人税、住民税及び事業税		678,594
法人税等調整額		212,006
法人税等合計		890,600
中間純利益		1,922,905

（3）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　平成30年4月1日　至　平成30年9月30日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042
当中間期変動額						
剰余金の配当						△2,348,500
中間純利益						1,922,905
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						

当中間期変動額合計	―	―	―	―	―	△425,594
当中間期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,961,448

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当中間期変動額					
剰余金の配当	△2,348,500	△2,348,500			△2,348,500
中間純利益	1,922,905	1,922,905			1,922,905
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△27,409	△27,409	△27,409
当中間期変動額合計	△425,594	△425,594	△27,409	△27,409	△453,003
当中間期末残高	29,405,179	31,561,448	27,803	27,803	31,589,252

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法	**有価証券** **(1)子会社株式　…総平均法による原価法** **(2)その他有価証券** **時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）** **時価のないもの…総平均法による原価法**

２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物2年～30年、器具備品4年～15年 （会計上の見積りの変更） 当中間会計期間において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「ＳＭＡＭ」）との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。 これにより、従来の方法に比べて、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ2,226千円減少しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間の負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。
４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（追加情報）

当社とＳＭＡＭとの間での合併契約の締結について

当社は、平成30年9月27日開催の当社取締役会において、当社とＳＭＡＭとの間で合併契約を締結することについて決議し、平成30年9月28日付で締結しました。また、平成30年10月31日に当社臨時株主総会において当該合併契約の承認を得ております。

１．企業結合の概要

(1)吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の名称及び事業の内容

吸収合併存続会社の名称　三井住友アセットマネジメント株式会社

事業の内容　投資運用業、投資助言・代理業等

吸収合併消滅会社の名称　大和住銀投信投資顧問株式会社

事業の内容　投資運用業、投資助言・代理業等

(2)企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3)企業結合日

平成31年4月1日（予定）

(4)企業結合の法的形式

当社を消滅会社とし、ＳＭＡＭを存続会社とする吸収合併方式であります。

(5)結合後企業の名称

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日)の考え方に基づき、ＳＭＡＭを取得企業としております。

２．合併比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

(1)合併比率

当社の普通株式1株に対し、ＳＭＡＭの普通株式4.2156株を割当て交付いたします。

(2)合併比率の算定方法

当社はＰｗＣアドバイザリー合同会社を、ＳＭＡＭはＥＹトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であるとの判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付株式数

普通株式：16,230,060株

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間（平成30年9月30日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額　781,783千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）	
※１．減価償却実施額	有形固定資産　40,478千円 無形固定資産　16,211千円
※２．特別損失	合併関連費用　21,700千円 合併関連費用は、当社とＳＭＡＭとの合併に関する業務委託費用等であります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（千株）	3,850	―	―	3,850

２．配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成30年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（（注2）をご参照ください。）

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額

（1）現金・預金	18,749,227	18,749,227	―
（2）未収委託者報酬	3,199,531	3,199,531	―
（3）未収運用受託報酬	1,318,844	1,318,844	―
（4）未収入金	134,890	134,890	―
（5）投資有価証券			
その他有価証券	11,109,717	11,109,717	―
（6）長期差入保証金	519,765	519,765	
資産計	35,031,976	35,031,976	―
（1）未払手数料	1,372,290	1,372,290	―
（2）未払費用　※	878,527	878,527	―
負債計	2,250,818	2,250,818	―

（※） 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬及び（4）未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（6）長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）未払手数料及び（2）未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
（1）その他有価証券 非上場株式	51,135
（2）子会社株式 非上場株式	956,115
（3）長期差入保証金	14,511

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成30年9月30日）

1.子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　関係会社株式956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

（単位：千円）

区　分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
証券投資信託の受益証券	5,053,937	4,797,266	256,671
小計	5,053,937	4,797,266	256,671
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
証券投資信託の受益証券	6,055,780	6,272,376	△216,596
小計	6,055,780	6,272,376	△216,596
合計	11,109,717	11,069,643	40,074

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（平成30年9月30日）

デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　平成30年4月1日 至　平成30年9月30日）
期首残高	―
見積りの変更による増加額（注）	248,260
中間期末残高	248,260

（注）主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について、当中間会計期間において、新たな情報の入手に伴い合理的な見積りが可能となったため、使用見込期間を当該契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自　平成30年4月1日　至　平成30年9月30日）

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自　平成30年4月1日　至　平成30年9月30日）

1.サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	12,879,465	2,302,085	34,382	15,215,933

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自　平成30年4月1日　至　平成30年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自　平成30年4月1日　至　平成30年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自　平成30年4月1日　至　平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
（1）１株当たり純資産額	8,205円
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額(千円)	31,589,252
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	―
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	31,589,252
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)	3,850

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
（2）１株当たり中間純利益金額	499円46銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額(千円)	1,922,905
普通株式に帰属しない金額(千円)	―
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,922,905
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850

（注） 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当す

る者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

a. 2018年11月１日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

b. 2019年４月１日付で、取締役の員数の上限を変更する等の定款の変更を行う予定です。

（ロ）その他の重要事項

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年４月１日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に変更する予定です。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 2018年３月末現在	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要＞

・資本金：51,000百万円（2018年３月末現在）

・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2018年３月末現在	事業の内容
カブドットコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831	
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100	
立花証券株式会社	6,695	
楽天証券株式会社	7,495	
丸八証券株式会社	3,751	

２【関係業務の概要】

(１)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(２)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

３【資本関係】

（持株比率５％以上を記載しています。）

該当事項はありません。（2019年４月１日現在（予定））

第３【その他】

１　目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

（１）「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。

（２）委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。

（３）委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。

（４）請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。

（５）目論見書の使用開始日を記載することがあります。

（６）投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

（７）請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。

（８）「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。

（９）当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。

（10）ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。

（11）写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

２　目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

３　当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

４　目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

５　評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。

６　有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年６月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　澤　陽　一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池ヶ谷　　正	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年５月11日付で会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主が、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年8月10日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤　栄裕	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）の平成30年1月5日から平成30年7月4日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）の平成30年7月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月22日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　澤　陽　一　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　菅　野　雅　子　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（平成30年４月１日から平成30年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年４月１日から平成30年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、平成30年９月28日開催の会社の取締役会において、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結した。また、平成30年10月31日に会社の臨時株主総会において当該合併契約の承認を得ている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。